

大台町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



三重県多気郡大台町

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 基本的な事項 | |
| (1) 大台町の概況 | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 6 |
| (3) 行財政の状況 | 9 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 11 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 11 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 12 |
| (7) 計画期間 | 12 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) 現況と問題点 | 15 |
| (2) その対策 | 15 |
| (3) 計画 | 16 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 17 |
| 3. 産業の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 18 |
| (2) その対策 | 20 |
| (3) 計画 | 22 |
| (4) 産業振興促進事項 | 25 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 25 |
| 4. 地域における情報化 | |
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| (2) その対策 | 26 |
| (3) 計画 | 27 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 27 |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 28 |
| (2) その対策 | 29 |
| (3) 計画 | 30 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 31 |
| 6. 生活環境の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 32 |
| (2) その対策 | 34 |
| (3) 計画 | 37 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 38 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) 現況と問題点 | 39 |
| (2) その対策 | 42 |
| (3) 計画 | 45 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 47 |
| 8. 医療の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 48 |
| (2) その対策 | 48 |
| (3) 計画 | 48 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 49 |
| 9. 教育の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 50 |
| (2) その対策 | 51 |
| (3) 計画 | 52 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 54 |
| 10. 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 55 |
| (2) その対策 | 55 |
| (3) 計画 | 56 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 56 |
| 11. 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 57 |
| (2) その対策 | 57 |
| (3) 計画 | 58 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 59 |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| (1) 現況と問題点 | 60 |
| (2) その対策 | 60 |
| (3) 計画 | 60 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 60 |
| 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| (1) 現況と問題点 | 61 |
| (2) その対策 | 61 |
| (3) 計画 | 61 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 61 |
| ■ 過疎地域持続的発展特別事業計画 | 62 |

1. 基本的な事項

(1) 大台町の概況

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接しています。

面積は 362.86 km²と県内の町では最大で、その内 93%を森林が占め、大台ヶ原を源とする一級河川「宮川」が町の中央を東流し、町内全域が大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークに登録されています。

また、宮川の源流部は吉野熊野国立公園、上中流域が奥伊勢宮川峡県立自然公園に指定された自然豊かな町です。

□大台町の位置



□土地利用の状況

| 区分 | 総面積 | 評価総地積に基づく民有地 | | | | | | | 【参考】 森林面積 (ha) |
|--------------------------|--------|--------------|------|------|----------|----------|----------|---------|----------------------|
| | | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | | 山林 原野 | 雑種 地 | |
| | | | | | 住宅 用地 | 商業 地等 | | | |
| 面積 (km ²) | 362.86 | 85.75 | 3.39 | 3.05 | 1.90 | 0.67 | 75.35 | 1.39 | 33,740 |
| 比率 (%) | — | — | 4.0 | 3.6 | 2.2 | 0.8 | 87.8 | 1.6 | — |

(総面積:国土交通省国土地理院、民有地面積:令和6年刊三重県統計書
森林面積:令和5年度版森林・林業統計書)

□自然公園等の状況

| 名 称 | 面積 (ha) | うち特別地域等 (ha) |
|-----------------------|---------|--------------|
| 大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク | 36,286 | 8,603 |
| 吉野熊野国立公園 | 8,876 | 1,519 |
| 奥伊勢宮川峡県立自然公園 | 27,418 | 1,268 |
| 大台山系鳥獣保護区 | 6,690 | 565 |

(産業課調べ)

ア 諸条件の概要

(自然的条件)

上流域は1,000m級の山々が囲む急峻な地形で、兩岸の山峡の合間に集落と耕地が点在する純山村となっています。

気候は、南海型気候区に属して比較的温暖ですが、冬季には最低気温が氷点下になることもあり、降雪が見られることもあります。

また、年間降水量は3,228mm(過去5年間平均)で、日本でも有数の多雨地帯です。

□年間総降雨量

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 平均 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間降水量(mm) | 2,726 | 3,332 | 3,003 | 3,726 | 3,354 | 3,228 |

(出展:気象庁データ)

(歴史的条件)

宮川の源流域は、鎌倉中期以降は伊勢神宮の式年遷宮用木材を切り出す主要な「御杣山(みそまやま)」であり、美濃、木曾地域と並ぶ特異な存在として知られ、当時、切り出した木材は宮川を使って流送し、伊勢へ運んでいました。この御杣山としての御神材の搬出が、この地域の組織的な森林開発の発端と言われています。その後、1955～1965年頃(昭和30年代)の戦後復興期を全盛に、木材の生産地かつ流通の拠点として森林木材産業は繁栄してきました。

また、1568(永禄11)年に伊勢に侵攻した織田信長と和睦した北畠具教が、1576(天正4)年に信長の指示による刺客に暗殺されるまで隠居地として過ごしたと伝わる三瀬館跡や、北畠氏の家臣であった三瀬氏代々の居城とされる三瀬砦跡は、三重県の史跡に指定されています。

2004(平成16)年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界文化遺産に登録された「熊野古道」はよく知られていますが、本町にもそこに続く古道として、鎌倉時代から江戸時代に盛んに利用された「お伊勢参り」に向かう「いせみち」と、「熊野詣」に向かう「くまのみち」があるなど、今でも当時のままの道標が残っており、その歴史をうかがうことがで

きます。

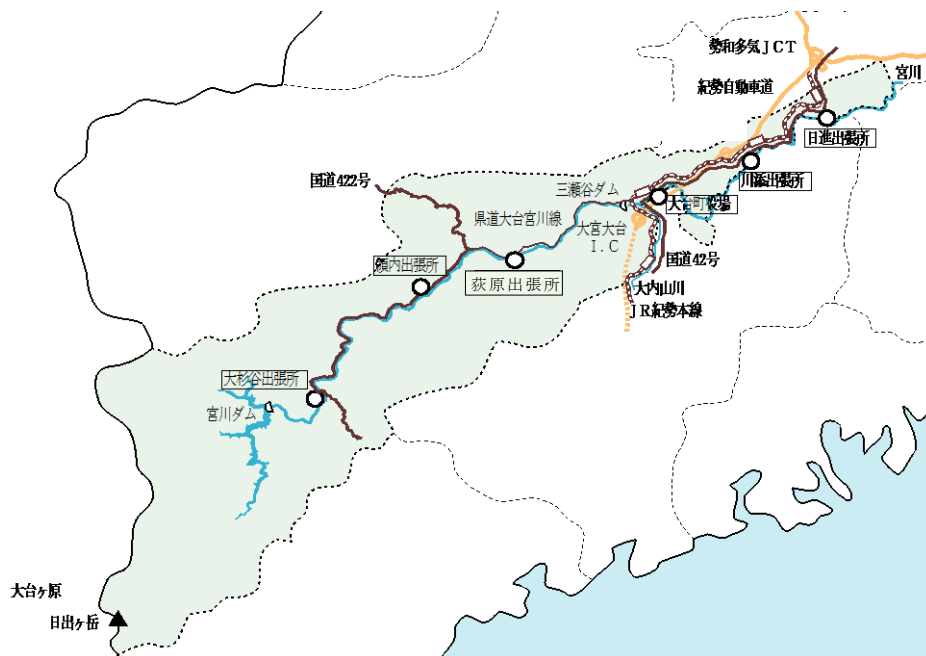
(社会的・経済的条件)

宮川上流部からは、国道 422 号と県道大台宮川線が重要な生活道路として「宮川」沿いを並走し、宮川支流の大内山川との合流点付近で国道 42 号に接続、大内山川との合流点から東部の中流域では、宮川沿いに国道 42 号が並走しています。国道 42 号は東紀州地域から松阪方面へと広域的に人や物が行き交う道路ネットワークとして重要な役割を担う基幹道となっています。

また、紀勢自動車道大宮大台 IC が開通したことで、名古屋・京阪神方面への交通アクセスが飛躍的に向上しました。今後、4 車線化が実現することで、大規模災害時の復興活動に重要な役割を果たすとともに、南三重地域の玄関口として、高速道路及び幹線道路などの交通の利便性の更なる向上や、本町の特長をいかした企業誘致による経済の活性化が期待されます。

経済活動の活性化を図るためには、労働人口の確保が重要となりますが、本町の就業者数は、1980(昭和 55)年の 6,548 人から、2020(令和 2)年には 3,968 人と 2,580 人減少し、生産年齢人口(15～64 歳)も減少し続けており、人口減少による地域経済への影響が懸念されます。

□大台町の概況



イ 過疎の状況

(人口等の動向)

本町の人口は、国勢調査によると1965(昭和40)年以降減り続け、2020(令和2)年には8,668人で1965(昭和40)年比43%の減となり、急速な過疎化の進行が続いています。

特に、年少人口(0～14歳)は、1965(昭和40)年では総人口15,279人の27.5%を占める4,197人でしたが、1985(昭和60)年に2,334人(総人口の18.0%)、2020(令和2)年には810人(同9.3%)と、55年間で80.7%の減となっています。

一方、65歳以上の高齢者は、1965(昭和40)年では1,411人(総人口の9.2%)でしたが、1985(昭和60)年で2,395人(同18.4%)、2020(令和2)年には3,759人(同43.4%)となり、この55年間で166.4%の増と、極めて典型的な過疎による少子高齢化の人口構造となっています。

(これまでの過疎対策の概要)

1971(昭和46)年に旧宮川村が過疎地域の指定を受けて以来、社会資本の整備に重点を置いて各種の施策を推進してきました。

近年の主要な過疎対策としては、1990(平成2)年度から道路交通網や農林業の関連施設などの基盤整備を行うとともに、観光情報センターや防災行政無線、特別養護老人ホームの整備などに取り組み、1993(平成5)年度からは、農林業労働力の確保や特産品の開発、地元産木材を活用したプレカット工場の運営など、各種第三セクターを設立して地場産業の振興を図ってきました。

1997(平成9)年度には、集客と交流による新たな観光事業を展開するため、都市との交流拠点としての宿泊施設「奥伊勢フォレストピア」の建設、さらに1998(平成10)年度からは、公共下水道と合併処理浄化槽の整備を進め、幾度となく水質日本一に輝き全国に誇る清流宮川の上流地域として、生活環境と自然環境の保全を図ってきました。

最近では、高速道路の延伸により、大紀町と連携して第三セクターによる会社を2008(平成20)年度に設立して奥伊勢PAの営業施設の運営に参画し、続いて少子化と施設の老朽化への対策として保育園の統合整備、地域の医療を担う宮川メディカルセンター及び大台厚生病院の整備、簡易水道統合整備事業、学校や体育施設の大規模修繕など、過疎地域からの自立を図るための対策を講じてきました。

□過疎対策事業の状況

(単位:千円)

| 年度 | 1 移住・定住・地域間交流の促進 | 2 産業の振興 | 3 地域における情報化 | 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | 5 生活環境の整備 | 6 高齢者等福祉の増進 | 7 医療の確保 | 8 教育の振興 | 9 地域文化の振興 | 10 集落の整備 | 11 その他 | 計 | うち過疎債 |
|-------|------------------|-----------|-------------|-------------------|------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|------------|-----------|
| 平成 17 | | 316,582 | | 255,337 | 2,410,163 | 26,430 | 39,059 | 120,631 | | | | 3,168,202 | 507,200 |
| 平成 18 | | 331,614 | | 97,129 | 779,025 | 281,869 | 10,310 | 66,993 | | | | 1,566,940 | 214,900 |
| 平成 19 | | 242,078 | | 296,858 | 513,870 | 115,374 | 5,039 | 39,578 | | | | 1,212,797 | 160,900 |
| 平成 20 | | 283,819 | | 346,382 | 1,306,640 | 491,893 | 16,301 | 312,760 | | | | 2,757,795 | 456,800 |
| 平成 21 | | 249,888 | | 238,551 | 1,070,062 | 33,508 | 10,370 | 163,255 | | | | 1,765,634 | 85,300 |
| 平成 22 | | 457,031 | | 610,244 | 1,236,206 | 430,544 | 277,423 | 80,015 | 12,165 | | | 3,103,628 | 377,800 |
| 平成 23 | | 295,189 | | 499,127 | 1,536,097 | 431,497 | 326,146 | 57,145 | 12,216 | 5,966 | | 3,163,383 | 400,400 |
| 平成 24 | | 389,773 | | 540,251 | 1,901,920 | 487,680 | 329,122 | 89,173 | 37,836 | 5,860 | | 3,781,615 | 440,600 |
| 平成 25 | | 398,131 | | 394,752 | 2,028,896 | 1,089,631 | 628,256 | 102,069 | 12,622 | 24,140 | | 4,678,497 | 913,200 |
| 平成 26 | | 404,571 | | 475,884 | 2,430,599 | 1,517,875 | 1,652,412 | 356,563 | 15,920 | 33,233 | | 6,887,057 | 992,400 |
| 平成 27 | | 472,321 | | 512,213 | 2,006,319 | 532,269 | 131,544 | 90,761 | 18,916 | 3,698 | | 3,768,041 | 550,600 |
| 平成 28 | | 321,420 | | 652,037 | 1,605,262 | 934,263 | 145,787 | 96,643 | 34,447 | 10,109 | 22,778 | 3,822,746 | 698,500 |
| 平成 29 | | 448,443 | | 390,365 | 830,154 | 1,154,869 | 126,530 | 160,972 | 15,998 | 9,556 | | 3,136,887 | 421,200 |
| 平成 30 | | 512,899 | | 305,652 | 763,838 | 1,122,750 | 139,896 | 191,906 | 13,680 | 13,633 | | 3,064,253 | 399,400 |
| 令和元 | | 171,825 | | 320,936 | 804,414 | 913,313 | 127,359 | 396,041 | 10,397 | 15,311 | 1,694 | 2,761,290 | 462,500 |
| 令和 2 | | 563,850 | | 277,198 | 893,229 | 947,153 | 112,903 | 233,265 | 11,145 | 28,654 | | 3,067,397 | 262,100 |
| 令和 3 | 9,239 | 329,094 | 30,489 | 369,790 | 945,232 | 982,238 | 694,713 | 231,561 | 10,311 | | | 3,602,667 | 277,200 |
| 令和 4 | 9,622 | 604,650 | 12,089 | 341,086 | 1,014,831 | 1,083,159 | 389,665 | 167,084 | 12,335 | | | 3,634,521 | 459,800 |
| 令和 5 | 13,325 | 229,282 | 376,077 | 375,744 | 1,013,419 | 1,061,847 | 292,045 | 327,829 | 11,337 | | 9,493 | 3,710,398 | 470,700 |
| 令和 6 | 18,632 | 336,065 | 364,501 | 539,693 | 1,111,466 | 870,621 | 294,412 | 331,146 | 18,748 | | | 3,885,284 | 486,600 |
| 計 | 50,818 | 7,358,525 | 783,156 | 7,839,229 | 26,201,642 | 14,508,783 | 5,749,291 | 3,615,390 | 248,073 | 150,160 | 33,965 | 66,539,032 | 9,038,100 |
| % | 0.1 | 11.0 | 1.2 | 11.8 | 39.4 | 21.8 | 8.6 | 5.4 | 0.4 | 0.2 | 0.1 | | |

(現在の課題と今後の見通し)

出生数の大きな減少や若い世代の流出などにより人口減少や少子高齢化が進行しており、高齢者等の移動手段の確保、地域医療の維持、空き家や遊休農地の増加、地域産業の衰退など、地域の課題が山積しています。

今後予測される急激な人口減少とともに深刻さを増す地域課題にかかる対策は、従来の方法では解決が困難な状況であるため、外部人材の活用や DX の推進など、既存の価値にとらわれない取組が求められています。

ウ 社会的経済発展の方向

本町の就業者数は 1980(昭和 55)年の 6,548 人から、2020(令和 2)年には 4,110 人と 2,438 人減少していますが、労働人口(15~64 歳の人口)に対する就業者数の比率が上昇していることから、女性や高齢者など多様な人材の労働参加が進展していると考えられます。

ユネスコエコパークを背景とした観光資源が豊富な当町では、近年は SUP やカヌーなどの水上アクティビティが広がりを見せています。また、2021(令和 3)年に道の駅奥伊勢おおだいに隣接して宿泊に特化したロードサイド型ホテルが開業、続いて隣接町に複合商業施設が開業し、令和 8 年 4 月には町内に通信制高等学校が開設されるなど、新たな

な人の流れを地域活性化につなげていく必要があります。

本町と近隣 5 町は、2021(令和 3)年にゼロカーボンシティ宣言を行い、2024(令和 6)年には環境省の脱炭素先行地域に選定されました。脱炭素や資源循環における地域課題の解決に向け取組を進め、地域活性化を目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(人口の推移)

本町の人口は、1940(昭和 15)年以降急激に増加し、1955(昭和 30)年をピークに減り続け、現在にいたるまで人口減少が続いています。

年齢 3 区分別人口構成を見てみると、生産年齢人口(15～64 歳)、年少人口(0～14 歳)とも減少が続いており、老年人口(65 歳以上)は 2015(平成 27)年～2020(令和 2)年をピークにその後減少に転じ、その後も減少し続けると推計されています。老年人口が減少傾向に転じた後も、生産年齢人口及び年少人口の減少により、高齢化率は 2050 年に向けて上昇し続けます。

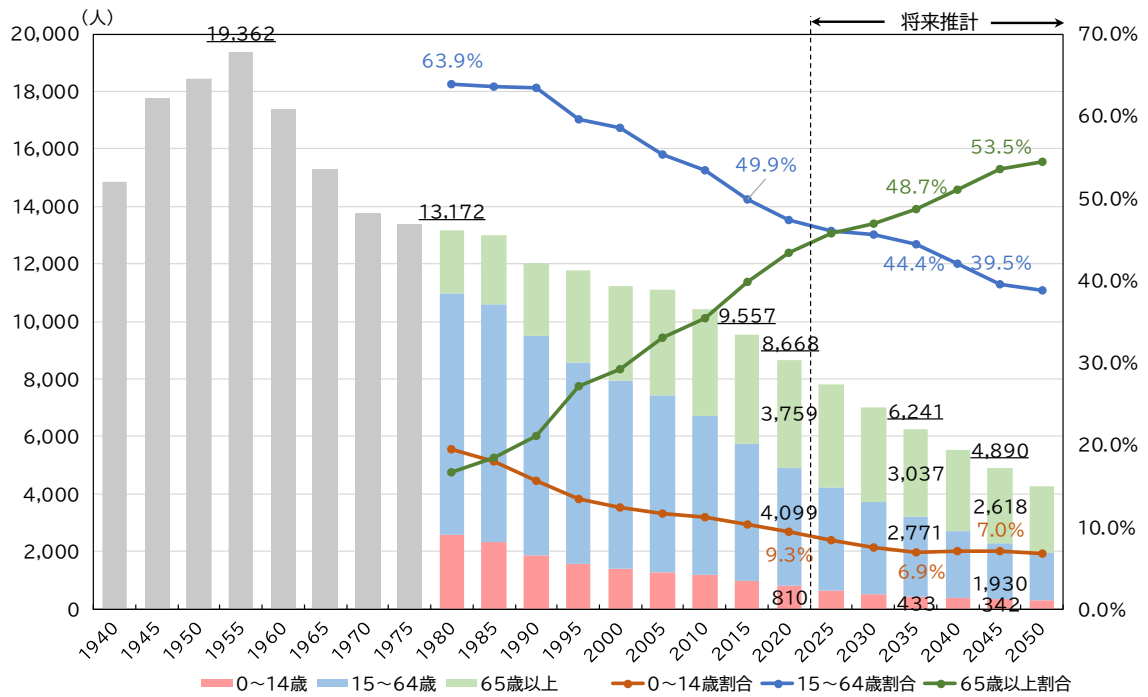
年齢 3 区分別人口構成比比率を見ると、1980(昭和 55)年には 63.9%だった生産年齢人口比率は、その後年々低下し、2015(平成 27)年には 50%を割り込みました。また、年少人口の比率は 2020(令和 2)年には 10%を割り込み、今後も低下し続けると予想されます。

産官学労言の参画を得て策定した、第 3 期大台町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少問題への対応と、デジタルの力を活用した地方創生を一層発展・深化させるための取組を進めます。

□人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | | | 昭和 50 年 | | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|----|--------|--|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | |
| 総 数 | 人 17,399 | 人 13,383 | % -23.1 | 人 12,144 | % -9.3 | 人 11,099 | % -8.6 | 人 9,557 | % -13.9 | 人 8,668 | % -9.3 | | | |
| 0-14 歳 | 5,586 | 2,777 | -50.3 | 1,868 | -32.7 | 1,290 | -30.9 | 987 | -23.5 | 810 | -17.9 | | | |
| 15-64 歳 | 10,551 | 8,681 | -17.7 | 7,617 | -12.3 | 6,147 | -19.3 | 4,765 | -22.5 | 4,099 | -14.0 | | | |
| └─ 15-29 歳 a | 3,573 | 2,353 | -34.1 | 1,725 | -26.7 | 1,486 | -13.9 | 1,044 | -29.7 | 939 | -10.1 | | | |
| 65 歳以上 b | 1,262 | 1,925 | 52.5 | 2,659 | 38.1 | 3,662 | 37.7 | 3,797 | 3.7 | 3,759 | -1.0 | | | |
| 若年者比率 a/総数 | % 20.5 | % 17.6 | — | % 14.2 | — | % 13.4 | — | % 10.9 | — | % 10.8 | — | | | |
| 高齢者比率 b/総数 | % 7.3 | % 14.4 | — | % 21.9 | — | % 33.0 | — | % 39.8 | — | % 43.4 | — | | | |

□人口の将来予測(国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(令和5年推計))



(産業別人口の推移)

産業別の就業者数を見ると、第一次産業は、2020(令和2)年には1975(昭和50)年に比べ、83%減少しています。また、第二次産業もピークだった1985(昭和60)年から2020(令和2)年には59%減少しています。一方、第三次産業の就業者数は1965(昭和40)年から2005(平成17)年まで増加し、その後減少しています。

第一次産業は農業・林業従事者とも減少していますが、農業の方がより急激に減少しています。また、第二次産業の製造業では、1985(昭和60)年をピークに2020(令和2)年では61%減少しています。

第三次産業の内訳を見ると、サービス業は平成17年(2005年)までは増加傾向にありますが、その後減少しています。卸売・小売業は平成7年(1995年)までは横ばいでしたが、その後、減少しています。

□産業別就業者数(国勢調査)

| 年 | 昭和 35 年 | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|---------|-------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | |
| 総人口 | 人 17,399 | 人 13,383 | % -23.1 | 人 12,144 | % -9.3 | 人 11,099 | % -8.6 | 人 9,557 | % -13.9 | 人 8,668 | % -9.3 | |
| 就業人口 | 7,776 | 6,433 | -17.3 | 6,036 | -6.2 | 5,309 | -12.0 | 4,383 | -17.4 | 3,968 | -9.5 | |
| 第一次産業 | 農業 | 2,888 | 1,242 | -57.0 | 545 | -56.1 | 418 | -23.3 | 249 | -40.4 | 205 | -17.7 |
| | 林業 | 949 | 456 | -51.9 | 310 | -32.0 | 108 | -65.2 | 96 | -11.1 | 81 | -15.6 |
| | 漁業 | 13 | 7 | -46.2 | 4 | -42.9 | 6 | 50.0 | 5 | -16.7 | 5 | 0.0 |
| | 計 | 3,850 | 1,705 | -55.7 | 859 | -49.6 | 532 | -38.1 | 350 | -34.2 | 292 | -16.6 |
| 第二次産業 | 鉱業 | 51 | 38 | -25.5 | 29 | -23.7 | 21 | -27.6 | 7 | -66.7 | 5 | -28.6 |
| | 建設業 | 1,006 | 610 | -39.4 | 600 | -1.6 | 599 | -0.2 | 391 | -34.7 | 329 | -15.9 |
| | 製造業 | 556 | 1,610 | 189.6 | 1,849 | 14.8 | 1,137 | -38.5 | 808 | -28.9 | 759 | -6.1 |
| | 計 | 1,613 | 2,258 | 40.0 | 2,478 | 9.7 | 1,757 | -29.1 | 1,206 | -31.4 | 1,093 | -9.4 |
| 第三次産業 | 卸売小売 | 1,059 | 811 | -23.4 | 920 | 13.4 | 723 | -21.4 | 583 | -19.4 | 478 | -18.0 |
| | 金融保険・不動産業 | 40 | 65 | 62.5 | 85 | 30.8 | 65 | -23.5 | 78 | 20.0 | 63 | -19.2 |
| | 運輸・通信 | 292 | 393 | 34.6 | 365 | -7.1 | 248 | -32.1 | 200 | -19.4 | 176 | -12.0 |
| | 電気・ガス・水道 | 51 | 48 | -5.9 | 29 | -39.6 | 39 | 34.5 | 31 | -20.5 | 25 | -19.4 |
| | サービス業 | 721 | 929 | 28.8 | 1,066 | 14.7 | 1,673 | 56.9 | 1,602 | -4.2 | 1,476 | -7.9 |
| | 公務 | 150 | 210 | 40.0 | 231 | 10.0 | 263 | 13.9 | 229 | -12.9 | 201 | -12.2 |
| | 計 | 2,313 | 2,456 | 6.2 | 2,696 | 9.8 | 3,011 | 11.7 | 2,723 | -9.6 | 2,419 | -11.2 |
| 分類不能の産業 | 0 | 14 | 皆増 | 3 | -78.6 | 9 | 200.0 | 104 | 1055.6 | 164 | 57.7 | |

(産業の動向)

本町の産業別就業人口の構成比は、1960(昭和 35)年には第一次産業 49.5%、第二次産業 20.8%、第三次産業 29.6%でしたが、その後の高度経済成長による産業構造の変化と近年の経済不況の追い討ちを受ける中で、2020(令和2)年には、第一次産業 7.4%、第二次産業 27.5%、第三次産業 61.0%となり、町内の産業形態も大きく変容しています。サービス業を中心とする第三次産業への転換が近年の産業全体の傾向となっており、今後も緩やかにその差が拡大していくものと考えられます。

(3) 行財政の状況

本町では、大台町 B&G 海洋センターの改修整備、道の駅奥伊勢おおだいの環境整備などの施設整備や、防災行政無線の更新事業、上水道事業及び生活排水処理事業の料金改定などに取り組んできましたが、今後の課題としては、学校の統廃合に係る校舎整備、ごみ処理施設の整備、公共施設の再編再配置による除却事業などが挙げられます。

今後の財政運営の見通しとして、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴い、町税収入の減少が予想されます。歳出面では、町債償還金が令和5年度(2023 年度)をピークに、令和6年度(2024 年度)からは減少に転じていますが、物価高騰や人件費の上昇、施設の老朽化対応など複合的な要因により、財政負担の増加が予想されます。

このことから、今後、ますます行政改革の推進と財政規律の強化に努めていく必要があります。

□ 広域事務処理機構の状況

| 名 称 | 構 成 市 町 | 設 立 年 次 | 処 理 す る 事 務 |
|------------------|-----------------|---------|--|
| 奥伊勢広域行政組合 | 大台町、大紀町 | 昭和 39 年 | し尿処理施設の設置管理 |
| 紀勢地区 広域消防組合 | 大台町、大紀町 南伊勢町 | 平成 6 年 | 消防組織法及び消防法の定めるところにより、町村が処理すべき消防事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)に関する事務 |
| 香肌奥伊勢 資源化広域連合 | 多気町 大台町、大紀町 | 平成 10 年 | ごみ処理施設の設置管理 ※平成 27 年 松阪市脱退 |

□市町村財政の状況（普通会計）

（単位：千円）

| 区 分 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 | 令和 6 年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 8,203,987 | 8,318,866 | 8,583,520 |
| 一般財源 | 4,992,477 | 5,123,910 | 5,328,901 |
| 国庫支出金 | 1,041,063 | 1,664,549 | 641,947 |
| 都道府県支出金 | 319,735 | 306,369 | 373,622 |
| 地方債 | 917,900 | 583,035 | 942,100 |
| うち過疎債 | 242,900 | 252,100 | 445,000 |
| その他 | 932,812 | 641,003 | 1,296,950 |
| 歳出総額 B | 7,867,631 | 8,144,253 | 8,364,740 |
| 義務的経費 | 2,824,628 | 2,946,305 | 3,120,647 |
| 投資的経費 | 1,913,738 | 608,165 | 1,454,972 |
| うち普通建設事業 | 1,170,702 | 549,526 | 1,406,024 |
| その他 | 3,129,265 | 4,589,783 | 3,789,121 |
| 過疎対策事業費 | 3,768,041 | 3,067,397 | 3,885,284 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 336,356 | 174,613 | 218,780 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 62,833 | 11,492 | 34,075 |
| 実質収支 C-D | 273,523 | 163,121 | 184,705 |
| 財政力指数 | 0.25 | 0.25 | 0.24 |
| 公債費負担比率 | 14.9 | 17.5 | 15.8 |
| 実質公債費比率 | 10.3 | 8.5 | 8.3 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 88.7 | 89.1 | 87.6 |
| 将来負担比率 | 76.8 | 28.1 | 1.2 |
| 地方債現在高 | 9,621,351 | 7,976,146 | 6,760,321 |

□主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 平成 12 年度末 | 平成 14 年度末 | 平成 20 年度末 | 平成 25 年度末 | 令和元 年度末 | 令和 6 年度末 |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|-------------|
| 町道 改良率 (%) | 37.7 | 38.3 | 39.7 | 40.9 | 42.0 | 43.8 |
| 舗装率 (%) | 69.3 | 69.3 | 71.7 | 73.9 | 74.8 | 75.6 |
| 農道延長 (m) | — | 25,344 | 25,304 | 15,408 | 15,408 | 23,065 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m) | 33.5 | 34.7 | 36.2 | 32.0 | 35.1 | 54.7 |
| 林道延長 (m) | — | — | — | 134,518 | 137,611 | 136,629 |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m) (林道密度) | 4.6 | 4.5 | 4.8 | 4.8 | 4.9 | 4.9 |
| 水道普及率 (%) | 99.8 | 99.8 | 99.7 | 99.8 | 99.0 | 99.1 |
| 水洗化率 (%) | 47.1 | 58.8 | 56.8 | 60.4 | 84.3 | 81.6 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 11.4 | 11.4 | 11.6 | 12.0 | 12.0 | 13.5 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域における持続可能なまちづくりを実施するために策定した第 3 次大台町総合計画及び第 3 次大台町総合計画に基づき策定した第 3 期大台町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本町の持続的発展のための基本方針に位置づけ、過疎対策事業を推進します。

本町では、先人達が自然との調和を図り、自然が生み出す資源の恩恵を受けて、脈々と暮らしの営みを積み重ねてきました。その暮らしそのものが、人が自然と共生しながら持続可能な暮らしを目指すモデル地域として世界に認められ、平成 28 年(2016 年)3 月には、町全域が「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク」に登録されました。これまで受け継がれてきた資源や技術と併せて、新しい発想と技術、創意工夫により、次なる世代へ豊かな暮らしを引き継いでいくため、まちづくりを進めてきました。

令和 6 年度(2024 年度)に実施した、町民アンケート調査やまちづくりワークショップ等で聴取した町民の皆さんのご意見等を踏まえて、町民一人ひとりが自然と共生するモデル地域に住んでいることに、より一層誇りを持てるよう、今後も引き続き、ユネスコエコパークの豊かな生態系や生物多様性を守りながら取組を進めていきます。

そして、10 年後も変わらず、雄大な山並みや美しい溪谷、清流宮川などの豊かな自然が人々の手で守り受け継がれ、自然の恵みを享受できるまちを目指します。さらに、豊かな自然を基盤として、将来にわたって活力がある持続可能なまちづくりを推進することにより、町内外の人々が「住みたい」と思えるまち、今住んでいる町民の皆さんが「住み続けたい」と思えるまち、また、進学や就職を機に町外に出た人々が「戻ってきたい」と思えるまちを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

□(4)に示した基本方針に基づき、計画期間内に達成を目指す基本目標

| 基本目標 | 基準値 | 目標値(令和 12 年度) |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 総人口 | 8,668 人 (令和 2 年国勢調査) | 7,136 人 |
| 年間出生数 | 32 人 (2022 年～2024 年平均) | 39 人 (2026 年～2030 年平均) |
| 社会増減数 | △29 人 (2022 年～2024 年平均) | △18 人 (2026 年～2030 年平均) |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、産官学金労言をはじめとした委員による大台町地方創生会議において、毎年評価検証を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、2026(令和8)年4月1日から2031(令和13)年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少と一層の少子高齢化が進む本町では、施設の老朽化が進んでおり、合併以前からの施設の多くが更新の時期を迎えることになります。公共施設等総合管理計画は、今後見込まれる財源の減少と公共施設等の利用需要の変化などにも対応をするため、公共施設の適正管理に関する基本的な考え方を定めるものです。

本計画においても、公共施設等の整備や維持・管理などについては、「大台町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

大台町公共施設等総合管理計画における基本方針(抜粋)

① 中長期的な視点でのマネジメント

ア 公共建築物

- ・ 保有する公共建築物の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、17%縮減します。
- ・ 新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とします。ただし、費用対効果やライフサイクルコスト等について、十分な検討を行った上で、当該施設が真に公共の福祉に必要と判断されるものについては、議会や住民と情報共有を行いながら慎重に事業の実施を判断することとします。

- ・ 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から 30 年を超えるもので長期の活用が見込まれないもの、広く住民の使用に供されていないものは、廃止を基本とします。
- ・ 廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺的环境治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを基本とします。
- ・ 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
- ・ 公共建築物の多くは、災害時に避難所や応急活動の拠点となることから、平常時の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能を確保するため、計画的に耐震化を進めます。
- ・ 施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜相互に見直していきます。

イ インフラ施設

- ・ 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。
- ・ 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小も検討して行きます。
- ・ 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
- ・ 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ・ 災害によりインフラ施設が被災した場合、発災時だけでなく、その後の救援活動や復旧活動にも大きな影響を及ぼすことから計画的に耐震化を進めます。
- ・ 大台町橋梁長寿命化修繕計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。
- ・ 上水道、下水道（個別排水処理施設を含む）については、地方公営企業という独自性を有しており、独立採算を原則とする会計として、今後の人口の推移や需要の変化はもとより、財政状況や住民のニーズに応じた経営全般の視点での検討を行っていきます。

② 必要な公共サービスの再構築

- ・ 民間施設の活用など公共施設等にこだわらない公共サービスの提供を図ります。
- ・ 施設が果たしている役割や機能を再確認し、更新等の機会を捉えて社会情勢の変化に応じた機能転換等戦略的な取組を進めます。

- ・ 公共建築物の 37.5%を占める学校施設については、地域の防災拠点としての機能も損なわないよう、工夫や配慮を行いながら再編・利活用を進めます。
- ・ 町有地については、遊休・余剰資産の売却等により、管理コストの縮減と新たな投資財源のねん出に努めます。

③ 協働の推進

- ・ PPP/PFI など、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行います。
- ・ 公共施設の利用に際し、可能な範囲で自主管理による利用を推進し、行政と町民が協働して管理コストの縮減に努めます。
- ・ 公共施設等にかかる問題意識の共有化を図り、町民とともに課題解決に取り組みます。

④ 地域ごとの公共施設等の在り方

- ・ 合併前の旧町村の行政区域にこだわらず、町村合併に伴い目的が類似して重複することとなった公共施設等の再編については、それぞれの立地環境も考慮した適切な配置を行います。
- ・ 近隣市町との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図ります。

⑤ ユニバーサルデザインの推進

- ・ 公共施設等の改修・更新に当たっては、住民のニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、その対応に努めます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住・地域間交流の促進

○移住・定住や関係人口の増加を図るためには住宅の確保が必要であり、空き家バンクへの登録・利用の促進や、町外からの移住希望者用の長短期滞在用お試し住宅の整備を進めています。賃貸物件の利用希望は多くありますが、空き家バンクに登録されている物件は改修が必要な物件が多く、賃貸で提供できる物件が少ない状況です。

○少子化により子育て世代が減少しています。子育て世代の移住を増やすためには、まずは関係人口の増加が必要です。

○本町にある県立昴学園高等学校の維持発展に向け、部活動の活性化や地域みらい留学(※)の取組が行われており、県外からの入学者が増加しています。県外から県立昴学園高等学校へ入学する際に必要となる保証人を確保するための支援が必要です。

○令和8年(2026年)4月に開校を予定している通信制高等学校「みえ大台おおぞら高等学校」について、開校が円滑に進むよう、地域住民や関係機関との調整を進めています。通信制高等学校が実施するスクーリングへ参加するために多くの生徒が本町を訪れます。これを町の活性化につなげることが重要です。

(※)地域みらい留学

日本各地にある魅力的な公立高校の中から、住んでいる都道府県の枠を超えて、自分の興味関心に合った高校を選択し、高校3年間でその地域で過ごす国内進学プログラム。

②人材育成

○人口減少や少子高齢化の影響もあり、地域の活性化に取り組む団体等は減少傾向にあります。地域コミュニティの活力低下や地域のつながりの希薄化が懸念されるため、新たな地域づくりの担い手の育成や、幅広い年代の方が交流するきっかけとなる場の整備や支援に取り組む必要があります。

(2) その対策

①移住・定住・地域間交流の促進

●空き家・移住相談窓口による移住相談や、移住後の暮らしのフォロー体制の整備に取り組む、移住・定住の促進を図ります。あわせて、空き家を活用した賃貸物件の発掘やお試し住宅など、移住者向けの住宅の整備を推進します。

●町外の子育て世代に向けて本町の豊かな自然と保育環境をPRし、本町への保育園

留学を推進するとともに、保育園留学による来訪をきっかけとした関係人口の増加を図ります。

● 県立昴学園高等学校が実施する学校の魅力化向上の取組を支援するとともに、県教育委員会との連携による地域みらい留学を推進し、県外生の受入れを促進します。

● みえ大台おおぞら高等学校と地域住民との関係構築や関係機関との調整等、円滑な学校運営を支援します。また、スクーリングにより全国各地から生徒が訪れることを契機とし、新たな関係人口の創出と地域経済の活性化につなげていきます。

②人材育成

● 一人ひとりがコミュニティ活動に積極的に参加し、地域のつながりを深め、地域をより良くしていく意識の高揚を図るため、啓発活動や人材育成に取り組みます。また、地域が行う交流の場となる空間や仕組みの整備を支援します。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|---------------------------|---|------|----|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 | 空き家・移住相談窓口運営事業 移住定住相談窓口に移住相談コーディネーターを配置し、空き家の利活用等の促進を図る。 | 大台町 | |
| | | 移住定住促進事業 お試し住宅の整備や空き家改修補助などを行い移住者の増加を図る。 | 大台町 | |
| | 地域間交流 | 昴学園支援事業 町内唯一の高等学校である昴学園高等学校の魅力化向上の取組を支援する。 | 大台町 | |
| | | 保育園留学事業 町外の子育て世代にPRし、保育園留学による関係人口の増加を図る。 | 大台町 | |
| | 人材育成 | コミュニティ助成事業 地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る取組を支援し、地域住民の自主的な活動を促進します。 | 大台町 | |
| | その他 | 地域活性化事業(地域おこし協力隊起業支援補助金) 隊員任期終了後の起業を支援し、定住促進を図る。 | 大台町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

○農業者や地域の担い手不足により、農地の維持管理自体が難しく、遊休農地が増加しています。集落営農組織や認定農業者等の地域の中心となる農業経営体の営農の継続が難しくなっています。

○人家周辺農地についても草刈り等の管理が難しくなっています。所有者ごとに管理していることから、集落として景観維持の取組を進めていく必要があります。

○野生鳥獣による農作物等の被害範囲が拡大しており、防護施設を設置して農業を行っています。被害が増えてきており更なる被害防止対策が必要となっています。

○特産品である茶の生産者が減少しており茶園の荒廃が懸念されます。担い手を増やし茶の生産体制を強化する必要があります。

○松阪牛の生産者の高齢化が進んでいます。飼育場所について、地域住民の理解が必須であり、新規生産者が参入しにくい状況です。

○ため池等の農業用施設は、老朽化による修繕等の維持管理が負担となり、営農に支障をきたしています。ため池が決壊すると、地域住民の生命等に被害を及ぼすことから、耐震化対策をする必要があります。

② 林業

○土砂災害防止などの森林の公益的機能を確保するため、森林環境譲与税を活用した民有林の整備を進めています。森林の面積が広大であることから事業の効率化が必要です。

○新たな林業従事者の就業と定着化を図るためスキルアップの支援や育成に向けた経営体への支援を実施していますが、林業従事者の育成には、多くの時間とコストが必要です。

○町有林の適切な森林整備によって創出した J-クレジット(※)を販売し、脱炭素社会の実現に貢献しています。森林が持つ様々な公益的機能を維持するためには、適切な管理と有効な利用が必要です。

○企業と連携して多様性のある森づくりを進めることで、森林保全だけでなく地域活性化にも取り組んでいます。森林保全を拡大するため新たな企業の参加が必要です。

○未来を担う子どもたちが森林や木材について学ぶ体験教室を開催しています。開催校の拡大と体験の指導者の育成が必要です。

○三瀬谷ダム湖周辺の荒廃した人工林の整備を行っています。ダム湖周辺の森林を保

水力の高い災害に強い森に転換する必要があります。

(※)J-クレジット

適切な森林管理によって増えた温室効果ガスの吸収量を「クレジット」として国が認証し取引する制度。J-クレジットは森林管理の他に再生可能エネルギー導入や省エネルギーの利用などの種類がある。

③水産業

○宮川上流漁業協同組合を中心に整備した宮川上流鮎種苗センターでは、鮎を養殖し、宮川のみならず県内の他の河川にも出荷しています。河川環境の悪化や細菌感染症の冷水病により鮎の生育が厳しい状況にあります。

④商工業

○町全体の人口減少に加え、少子高齢化も進み、消費者の減少とともに町内の商工業者の減少が進んでいます。商圏の人口減少に対応するため、事業者の経営力の向上を図る必要があります。

○必要な労働力の確保ができない事業所が増えています。事業所の事業が継続できるよう、労働力確保のための対策が必要です。

○町内に企業を誘致する候補地の選定を行いました。選定された候補地への企業進出はまだありません。加えて、労働力確保も大きな課題とされています。

○少数ではあるものの、空き店舗等を活用した起業や地域資源をいかした新商品の開発は、毎年行われています。起業する際の課題としては、資金調達をはじめ、物件探しやその改修、販路開拓が挙げられます。

⑤地場産業

○遊休農地対策、獣害に強い作物としてフキや柚子、えごまなどの栽培を普及し、青果や加工品の販売を推進しています。町の柚子の販路拡大が課題で、先行する柚子の産地との差別化を図る必要があります。

○宮川特産品加工施設(株式会社宮川物産)の主力商品であるキャラブキは本町の特産品として多くの方に親しまれています。キャラブキの原材料となるフキ農家の減少により、原材料の確保が課題です。

○宮川特産品加工施設を運営する株式会社宮川物産は、農林水産物資源の有効利用を促進し、地場産業の活性化に努めています。同社の安定的な経営と会社組織の強化が課題です。

○町へのふるさと納税額は、令和4年度(2022年度)をピークに、令和6年度(2024年度)ではピーク時の46.6%まで減少しています。寄附者が希望する返礼品は松阪牛に大きく偏っているため、他の返礼品の魅力化や新規返礼品の開拓が急務です。

⑥観光

○ユネスコエコパークが目的とする自然と人間社会が共生するモデル的なエリアとして、環境に負荷を与えない観光振興の在り方を模索しています。オーバーツーリズムによる環境負荷、レジャーゴミの不法投棄が後を絶ちません。

○大台町商工会は、令和 6 年度(2024 年度)から登録 DMO(※)として観光地域づくりを推進しています。登録 DMO の安定的な運営と地域内事業者の利益確保が課題です。

○町の主要な観光施設である道の駅奥伊勢おおだい・奥伊勢フォレストピアの適切な管理に努めています。両施設とも老朽化し、今後、更新など多額の経費が必要となってきます。

○観光協会が SNS を活用し、本町の情報を発信しています。効果的な情報発信を継続できるよう、引き続き支援が必要です。

○松阪市など近隣自治体との広域観光を推進する枠組みに加盟しています。観光客の増加には、熊野古道やアウトドアアクティビティなどの共通項を活用した周遊観光の推進が必要です。

(※)登録 DMO

観光地域づくりを目的にマネジメントやマーケティング等を行う組織。

(2) その対策

①農業

●安定的かつ効率的に農業生産を継続できる営農組織等の体制を確保します。また、地域の中核的役割が期待される新規就農者に対し、営農の継続性を高めるための支援の充実を図ります。農業の生産性向上に向けてスマート農業技術の活用を推進するとともに、環境保全型農業の定着・拡大を図ります。

●農業生産基盤である農地の保全と集落の景観を維持するため、日本型直接支払制度を活用するとともに、町独自の支援制度を実施して、集落における活動を支援します。

●農業者が生産意欲を保ち続けられるよう、野生鳥獣等による農作物への被害を減らすための被害対策資材の導入を支援します。また、集落や猟友会と連携して有害鳥獣の捕獲対策について積極的に取り組みます。

●本町の特産品である茶の品質及び生産体制の維持・強化に向け、経営の共同化や茶工場の大型化などを推進します。また、登録 DMO と連携し、茶の魅力発信を積極的に行うとともに、新たな販路の拡大に向けて取り組みます。

●松阪牛の産地として品質管理や飼育環境が整えられるよう、施設改善の支援を行います。また、ブランドの維持増進、肥育農家の活性化を図るため、発育のよい素牛の購入を支援します。

●農業生産基盤である農地を守り、また地域住民の生命等に被害が及ぶことを未然に防ぐため、防災重点農業用ため池の耐震化、長寿命化等の改修を推進します。

②林業

●集積計画による間伐に加えて、町と認定林業事業体と森林所有者の三者協定による間伐を行うことで、放置された民有林の森林整備を効率的に推進していきます。

●林業の担い手の確保と技術継承を進めるため、認定林業事業体が行う林業従事者の育成を支援します。

●町が所有する森林を適切に管理することで、J-クレジットを発行します。このクレジットの販売収益を活用して、森林等の自然環境の保全事業を実施するとともに、多様性のある森づくりを推進します。

●企業と連携した森林保全活動を推進し、大台ヶ原や大杉谷の原始の森を目指した、多様性のある森づくりの取組を拡大していきます。

●森林の大切さを次世代へ伝えるため、小学校や県立昂学園高等学校などで実施している森林教育の充実を図ります。

●三瀬谷ダム湖沿いの人工林を広葉樹の森に転換して、保水力の高い災害に強い森になるよう整備します。また、この森はユネスコエコパークの自然環境を身近に感じることができる森林公園として活用できるよう検討します。

③水産業

●宮川産鮎の安定的な出荷と放流の支援を行います。加えて宮川を次世代に引き継ぐため、アマゴを指標生物と位置づけ、在来個体群の保全管理と経済利用の両立を目指し、水産業の活性化と釣り客増加の取組を支援します。

④商工業

●大台町商工会と連携し、伴走支援などにより、小規模事業者の振興を図ります。また、登録 DMO とも連携し、地域内における経済循環を促進します。

●近隣市町との広域連携を図りながら、若者世代の地元就職や UIJターン者の就職を促進するための広報・啓発活動を実施し、町内事業所の労働力の確保に取り組みます。また、事業承継に課題のある事業所に対しては、引き続き大台町商工会と連携し、相談窓口を設けて対応します。

●企業誘致に向けた県主催の企業向けセミナーなどに参加し、参加企業のニーズを把握するとともに、本町の支援制度や補助金制度等を活用したアプローチを行うことで、企業誘致を推進します。

●空き店舗等を活用して起業する方や地域資源を活用した商品開発等を行う方の事前

相談に対応するとともに、補助金等により町内での起業等を支援します。

⑤地場産業

- 新商品開発・販路開拓など、株式会社宮川物産の運営基盤を支えつつ、重点作物栽培奨励事業補助金により、柚子やフキなどの生産を推進します。
- 町の豊かな地域資源を有効活用するため、特産品加工施設を運営する指定管理者に対して、柚子やフキなどの原材料確保に向けた取組や取引先との仲介などの支援を実施します。
- 町の地域資源を活用した特産品の開発や販路拡大を支援するため、他企業とのマッチングや新たな人材の雇用を進めます。
- 大台町商工会や中間事業者との連携により、町内事業者に対して積極的に新規返礼品の開発を提案し、ふるさと納税返礼品の充実を図ります。

⑥観光

- 自然豊かで美しい景観を維持・保全して未来につないでいくため、大杉谷入山協力金などの先行事例を参考とし、環境保全協力金(仮称)を創設するなどして環境保全と観光振興の両立を図ります。また、自然環境に負荷を与えないことを前提とした観光資源の発掘と開発を進めます。
- 登録 DMO と連携して実店舗や EC サイトの販売動向データを導き出すとともに来訪者の行動把握に努め、地域の小規模事業者の売上に寄与するための仕組みの構築や広報宣伝活動による誘客を積極的に進めます。
- 奥伊勢フォレストピア、道の駅奥伊勢おおだいの適切な維持管理に努めるとともに、指定管理者との連携により、入込客数の増加を図ります。
- 関係各機関との連携により、ホームページ・SNS などを活用した情報発信強化に努めるとともに、継続的に情報発信をするための人材育成を行います。
- フェアフィールドバイマリOTT三重おおだいや VISON など集客力がある施設との連携を図りながら、周遊できる観光を推進します。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------|--------------|------|----|
| 2. 産業の振興 | (1)基盤整備 農業 | 農業振興事業 | 大台町 | |
| | | 中山間地域等直接支払事業 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------------|--|------|----|
| 2. 産業の振興 | 農業 | 環境保全型農業直接支払事業 | 大台町 | |
| | | 多面的機能支払事業 | 大台町 | |
| | | 農地農業用施設整備事業 | 大台町 | |
| | | 県営中山間地域総合整備事業 | 三重県 | |
| | | ため池耐震改修事業 | 大台町 | |
| | 林業 | 森林環境創造事業 | 大台町 | |
| | | 森林経営管理事業 | 大台町 | |
| | | 三瀬谷ダム湖周辺森林整備事業 | 大台町 | |
| | | 町有林管理事業 | 大台町 | |
| | (4)地場産業の振興 加工施設 | 宮川特産品加工施設管理事業 | 大台町 | |
| | (6)起業の促進 | 小規模事業者支援事業(空き店舗バンク等活用促進事業) | 大台町 | |
| | (9)観光又はレクリエーション | 道の駅伊勢おおだい管理事業 | 大台町 | |
| | | 奥伊勢フォレストピア管理事業 | 大台町 | |
| | (10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 | 林業従事者支援事業 森林管理を担う新たな林業従事者の確保と定着を促進するため、認定林業事業者が雇用しやすい環境を整備。 | 大台町 | |
| | | 特産品振興事業 地域資源を生かした新商品の開発や特産品のPRを行い、特産品の振興を図る。 | 大台町 | |
| | | 獣害対策事業 野生鳥獣による農作物被害を防止することにより、農林業者の生産意欲の低下を防ぐ。 | 大台町 | |
| | 商工業・6次産業化 | 小規模事業者支援事業(商工会補助金) 地域資源を活かした地場産業の進行、人材育成などの事業を補助し、地域産業の振興を図る。 | 商工会 | |
| | | ふるさと納税推進事業 ふるさと納税を促進するため、返礼品の充実を図る。 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|---|-------|----|
| 2. 産業の振興 | 観光 | 観光振興事業(大杉谷登山センター会費) 大杉谷登山歩道の軽微な補修や安全管理、広報、山岳救助を行う組織として、三重県・大台町などが出資して運営する。 | 大台町 | |
| | | 観光振興事業(観光協会補助金) 観光情報の発信、集客・交流イベントなどの事業を補助し、観光・交流の促進による産業の振興を図る。 | 観光協会 | |
| | | どんとこい大台まつり開催事業 文化や産業経済活動をより一層向上させ、町内外の人々との交流を図ることにより、活気ある町づくりを目指す。 | 実行委員会 | |
| | 企業誘致 | 企業誘致推進事業 町独自の補助金制度等を整備し、企業誘致を推進する。 | 大台町 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|------------------------------------|-------------------------|----|
| 大台町全域 | 製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

○町の情報発信手段が多く、町民が混乱しやすい状況となっており、特に行政チャンネルは、令和8年度(2026年度)末でケーブルテレビ放送を廃止する方向で検討を進めています。情報発信手段を整理し、町民が必要な情報にスムーズにアクセスできる仕組みづくりが必要です。

○町ホームページでは、行政サービスに関する情報提供、各種手続きの案内、イベント情報の発信などを行っています。町ホームページの情報については、定期的かつ迅速な更新が必要です。また、利用者が知りたい情報を容易に探すことができるページ構成に改善する必要があります。

○広報紙は、町民にとって主要な情報源として広く活用されています。町民のニーズに合わせた情報内容の充実と、紙面の有効活用が必要です。

○マイナンバーカードの普及率は向上していますが、活用できる行政サービスが少ない状況です。また、行政事務の効率化に向けたAIやRPA(※)の導入も進んでいません。オンライン手続きの推進と業務効率化のためのAI・RPA導入が必要です。

○広域連携によりデジタル技術を活用した地域課題解決に取り組んでいます。デジタル地域通貨(美村PAY)の利用者数と利用可能店舗数の拡大が必要です。

(※)RPA

人がパソコンで行う作業をロボットが代わりに行う技術。事務作業の効率化やミスの削減に役立つ。

(2) その対策

●LINEやYouTubeを活用して、行政情報や防災情報、イベント情報を迅速かつ効果的に発信することで、町民の利便性向上と地域コミュニティの活性化を図ります。また、町の観光情報や特産品などを配信することで、町内外へ町の魅力を発信します。

●町ホームページのユーザビリティ(※)向上のため、利用者の視点に立ったデザイン改善を行います。また、イベント情報や行政手続き情報の迅速な更新を実施するとともに、アクセス解析を用いて利用者の動向を把握し、更なる改善を進めます。

●広報紙を通じて町民に重要な情報を分かりやすく提供し、幅広い世代に親しまれる編集を行います。また、まちづくりの指針に対して理解と関心が深まるよう、総合計画に関連する特集記事を定期的に掲載します。

●オンライン申請やコンビニ交付の導入を進め、町民がいつでもどこでも行政サービスを利用できる環境を整備します。デジタル機器の操作に不慣れな方への支援を強化し、誰

もが利用しやすいサービスを提供します。また、AI や RPA などのデジタル技術の活用を推進し、行政業務の自動化と省力化を進め、行政業務の効率化を図ります。

●本町と近隣4町が連携して地域課題解決に取り組む美村プロジェクトを引き続き推進します。地域内での経済循環を目的にデジタル地域通貨の普及に取り組めます。また、観光振興や地域振興を図るため、地域内外の人々に魅力的な情報を発信する取組を推進します。

(※) ユーザビリティ

製品やサービスがどれだけ使いやすいかを表す。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------------------|--|------|----|
| 3. 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 | 防災行政無線管理事業 | 大台町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用 | デジタル化推進事業(広域連携) 近隣町と連携して地域課題解決に取り組む美村プロジェクトを推進する。 | 大台町 | |
| | | 情報発信媒体整理事業 情報発信手段の統合を図り、LINEやYouTubeを活用した情報発信を推進する。 | 大台町 | |
| | その他 | ホームページ管理事業 ホームページにより、行政情報や町のできごとを効果的に発信する。 | 大台町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組めます。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

○道路施設の老朽化が進んでいる町道が増加しています。安全で安心して通行できる道路を維持するため、優先順位を定めて修繕などを実施していく必要があります。

○大台町道路整備計画に基づき、効率的な道路整備事業を進めていく必要があります。道路整備事業の目的や必要性を十分に関係者に説明し、進めることが不可欠です。

○架設から長期間が経過している橋りょうが増加傾向にあります。また、橋りょうの耐震化が進んでいない状況です。大台町橋梁長寿命化修繕計画と大台町橋梁耐震化計画に基づき、事業を進める必要があります。

○林道の維持管理を行っています。老朽化した林道が増加しているため、計画的な修繕を行う必要があります。

②交通

○町内を運行する公共交通は利用者の減少と乗務員不足で運営が厳しい状況です。公共交通を地域の重要な移動手段として維持するため、利用者を増やす努力が必要です。

○鉄道やバスの乗り継ぎや、運行時間の不便さが指摘されています。利便性の高い公共交通の整備が必要です。

○鉄道やバスの乗り方などがわかりにくいことが、公共交通の利用に対する抵抗感につながっている可能性があります。誰もが安心して鉄道やバスを利用できるよう、乗り方などを周知する必要があります。

○高齢者などの通院や買い物といった必要な外出を支援するため、タクシー券を配布していますが、配布枚数が足りないという声があります。日常生活に必要な外出ができる支援や移動手段の確保が必要です。

○自家用車での移動が本町において大多数を占めていることから、公共交通を利用する方が少ないため廃線や減便になる路線があります。将来的には誰もが公共交通を必要とする可能性があるため、今は利用していない方も含めて、公共交通を利用し支えていく意識改革が必要です。

③その他(交通安全)

○県内の交通事故件数は、全体では減少傾向ですが、大台警察署管内での死亡事故件数は横ばいの状況です。スピード超過や、運転中の携帯電話の使用など、危険な運

転が依然として見受けられることから、更なる交通安全意識の向上に向けた取組が必要です。

○カーブミラーなどの交通安全施設の更新を行っています。交通弱者が安心して利用できる道路環境を維持するため、危険箇所に対しての交通安全対策が必要です。

(2) その対策

① 道路

●道路利用者が安全に安心して利用できる環境を維持するため、道路施設の更新や新設、経年劣化した舗装路面の修繕など、維持管理を実施します。

●大台町道路整備計画に基づき、生活道路及び緊急時のライフラインの整備促進、狭あい箇所の道路改良を実施します。これにより、地域住民の利便性向上、交通安全対策、災害時における緊急車両の円滑な通行の確保に向けた整備を進めます。

●今後想定される南海トラフ地震に備えて、橋りょうの重要度を総合的に勘案しながら、橋りょうの耐震化を実施します。また、架設から長期間が経過した橋りょうが増加する中、安全性や信頼性を確保するため、メンテナンスサイクルに基づいた修繕を行い、橋りょうの長寿命化を図ります。

●林道の安全な通行を確保するため計画的な維持修繕を行います。また、観光客が通行する林道の除草を行い、ユネスコエコパークの森林が持つ魅力を高めます。

② 交通

●地域の公共交通を今後も維持していくため、利便性の向上と、利用促進を図る啓発活動を行い、利用状況に応じて運行ダイヤの改正や体制の見直しを検討します。また、利用者の利便性を高めるため、キャッシュレス決済の導入などを検討します。さらに、三重交道路線バスの運賃割引制度の継続を行うなど、地域の公共交通を利用しやすくするための取組を進めていきます。

●町内全ての地域において、日常的な移動をする際利用しやすい公共交通を目指し、町営バス・デマンドタクシーの運行ダイヤの見直しや、停留所の位置変更など、利便性の高い環境整備に取り組みます。

●普段は公共交通を利用していない方や高齢者、町外からの来訪者などにもわかりやすい公共交通を目指し、広報紙等での啓発活動や乗車体験会、公共交通マップの配布などに取り組みます。

●高齢者や障がいのある方の日常生活において必要な外出を支援するため、タクシー券の配布を継続しつつ、高齢者の社会参加を促進する地域の取組への支援を検討します。

●自家用車中心の移動スタイルから、可能なときには公共交通を利用するライフスタイルを促進するため、広報紙やイベントを通じて PR 活動を行い、公共交通に対する理解を深めるためのモビリティ・マネジメント(※)に取り組みます。

(※)モビリティ・マネジメント

知る機会、乗る機会、考える機会を提供し、少しずつ自発的に意識や行動が変容するよう促す交通施策。

③その他(交通安全)

- 交通安全の取組として、啓発活動の実施、新入学児童への交通安全グッズの配布、児童生徒の自転車ヘルメット購入補助などを通じて、交通安全意識の向上を図ります。
- 危険箇所に対してカーブミラーなどの交通安全施設を設置するなど、ドライバーや交通弱者が安全に通行できる環境を整備します。特に、通学路の危険箇所については優先的に対策を実施します。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|--------------------------|---|------|----|
| 4. 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道路 | 道路新設改良事業 | 大台町 | |
| | | 道路舗装事業 | 大台町 | |
| | | 道路維持事業 | 大台町 | |
| | | 道路排水改良事業 | 大台町 | |
| | 橋りょう | 橋梁耐震化事業 | 大台町 | |
| | | 橋梁長寿命化修繕事業 | 大台町 | |
| | (2)農道 | 農地農業用施設整備事業(農道整備) | 大台町 | |
| | (3)林道 | 循環型生産林整備事業 | 大台町 | |
| | | 林道施設整備事業 | 大台町 | |
| | (9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 町営バス運行事業 町民の移動手段を確保するため、廃止代替等の定時路線により運行する。 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------|--|------|----|
| 4. 交通施設の整備、 交通手段の確保 | 公共交通 | デマンドタクシー運行事業 町営バス運行地区以外の交通空白地解消のため交通事業者に委託運営。 | 大台町 | |
| | | 公共交通事業(路線バス維持負担金) 三重交通バスの運行を維持するための経費負担。 | 大台町 | |
| | | 公共交通事業(路線バス町内運賃負担金) 三重交通を利用した町内間での移動時に、町営の交通モードと同額で利用ができるための経費負担。 | 大台町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道

○南海トラフ地震などの大地震が発生した場合、耐震化されていない基幹管路に大きな被害が予測されます。地震に強い水道施設を目指して耐震化に取り組む必要があります。

○老朽化した水道管の増加に伴い漏水リスクは増加傾向です。老朽化した水道管の更新を行い、有収率の向上に取り組む必要があります。

②生活排水処理・し尿処理

○公共下水道施設や公共浄化槽は老朽化が進んでおり、施設の維持管理費は増加傾向にあります。公共下水道施設と公共合併処理浄化槽の機能を保持するため、計画的・効率的な維持管理を実施していく必要があります。

○下水道加入率及び合併処理浄化槽整備率は共に伸び悩んでいます。PR 活動による加入率、整備率の向上が必要です。

③ごみ処理

○一般廃棄物の処理は、3町(大台町・多気町・大紀町)で構成する香肌奥伊勢資源化広域連合による共同処理で実施しています。

○町民参加型の環境クリーン運動による清掃活動を実施しています。また、不法投棄防止の啓発活動に取り組んでいますが、河川などに不法投棄が多い状況です。少子高齢化や人口減少から環境クリーン運動の参加者が減少しているため、幅広い世代に参加を促す取組が必要です。また、川遊びなどで町外から訪れる方にごみの持ち帰りの徹底を啓発する必要があります。

○3R の取組を推進することで、ごみの発生抑制や資源循環に取り組んでいます。ごみ処理費用の軽減や脱炭素の取組を推進するため、ごみの減量化や再生資源化により一層取り組む必要があります。

○生ごみの減量化に取り組む個人や自主グループを支援しています。生ごみたい肥化グループは参加者の減少が続いています。また、生ごみの減量化には、食べ物を無駄にしない意識の醸成が重要です。

④消防・救急

○高齢化や若年層の減少に伴い、新入団員の確保が年々困難になってきており、消防団員数が減少しています。消防団の活動内容など消防団の重要性を積極的に発信する

とともに、入団しやすい環境づくりが必要です。

○消防団は、火災や台風などの災害時に活躍しています。消防団の能力を維持するためには、平時からの訓練が必要です。

○消防団に配備している車両や消防ポンプ及び消火栓などの消防施設については、消防団を中心に定期的に点検しています。消防団の一部の班では、団員数の減少による消防団活動への影響が懸念されています。また、消防団車両や消防ポンプなどの老朽化が進んでいます。

○大台町、大紀町及び南伊勢町で紀勢地区広域消防組合を設置しています。消火や救助活動には、消防団と紀勢地区広域消防組合との連携が必要です。

⑤防災

○近年、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、南海トラフ地震の今後 30 年以内に発生する確率は 60～90%程度以上と高まっています。地域防災の要である自主防災組織の体制強化が喫緊の課題となっています。

○各地区で防災意識などの向上に向けた防災講話を開催しています。防災講話で得た知識を、具体的な防災対策の実践に結びつけることが課題です。

○旧建築基準により建築された木造住宅は、現行の耐震基準を満たしていない可能性が高く、地震に対する安全性が懸念されています。木造住宅の耐震診断や耐震補強を積極的に進めることが喫緊の課題です。

○本町では平成 16 年に大規模な豪雨災害が発生しました。近年、局地的豪雨が全国各地で発生しており、本町においても、土石流や山崩れなどの土砂災害が危惧されています。度重なる土砂災害により、河川に大量の土砂が流入した結果、河床が上昇しており、河川災害の発生も懸念されています。

○近年、頻繁に発生する台風によって、倒木被害が生じ、大規模で長期間にわたる交通障害や停電が懸念されています。事業箇所を選定し計画的に伐採を進めていますが、危険箇所は広範囲にわたるため、短期間で全てを事前伐採することは困難です。

○河川の堆積土砂や草木の繁茂により、流下能力が低下し、河川環境が悪化しています。河川内の堆積土砂の撤去や除草を行う必要があります。

⑥防犯

○県内で警察が認知した特殊詐欺被害の件数は増加傾向にあり、特に高齢者が被害者の約 7 割を占めている状況です。大台警察署管内でも同様に、増加傾向です。本町でも高齢者等を狙った特殊詐欺による被害が発生していることから、関係機関との連携を更に強化する必要があります。

⑦その他(公園・沿道景観)

○公園や公衆トイレの管理は地元区などに委託していますが、高齢化などにより人員確保が難しく、管理が困難な地域があります。また、公園施設の老朽化も進行しています。高齢化や人口減少に伴い、今後の管理体制の確保が課題です。また、公園施設の老朽化に対し、計画的な施設の更新や修繕が必要です。

○沿道景観作業員による除草と清掃活動により、沿道の景観美の維持保全を行っています。また、地元団体等に除草作業を委託し、沿道の景観美の維持保全に努めています。除草作業を委託している地元団体等の高齢化等により、受託団体数が減少することが危惧されることから、今後の沿道の景観美の維持保全が課題となっています。

⑧その他(空き家対策)

○空き家バンクの利活用を促進していますが、近年は登録・利用件数ともに伸び悩んでいる状況です。空き家の利活用を促進するため、更なる制度周知の強化と、利用可能な物件の掘り起こしが必要です。

○管理不全な空き家の調査を行い、所有者へ管理を促す指導や管理意識の向上を図るための啓発などに取り組んでいます。管理不全な空き家が増加傾向にあり、適切な空き家管理を促進するためには、空き家所有者の意識向上を図ることが必要です。

○倒壊などの恐れがある特定空き家等の解消に向けて、取り壊し促進のための支援を実施していますが、取り壊しが必要な空き家が今後も増加することが懸念されています。管理不全な空き家は、防災、防犯、衛生、景観などの面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼすため、所有者に対して適切な管理を促す必要があります。

(2) その対策

①上水道

●地震に強い水道施設を目指し、効果的かつ効率的な基幹管路の耐震化に取り組めます。

●老朽化する施設について、限られた財源の中で緊急性・優先度などを考慮し、効果的かつ効率的な更新を行い、有収率の向上に取り組めます。

②生活排水処理

●下水道施設全体の老朽化の進展状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し効率的な維持管理に努めます。

●広報紙等を通じて、下水道加入及び合併処理浄化槽整備の促進について PR 活動を行い、下水道加入率と合併処理浄化槽整備率の向上を図ります。

③ごみ処理

- 香肌奥伊勢資源化広域連合を構成する3町(大台町、多気町、大紀町)で適正な処理を継続していけるように、連携を密に図ります。また、今後のごみ処理の方針を早急に見出せるよう構成町との協議検討を行います。
- 幅広い世代の方に環境クリーン運動へ参加していただくため、地域の環境保全の重要性を啓発します。また、不法投棄の防止に向けて環境パトロールを実施するとともに、看板の設置などの啓発活動に取り組みます。
- 3Rの推進を通じて、地域全体での資源循環やごみの発生抑制を促進するため、町民や事業所への啓発活動やごみ分別アプリの利用促進などに取り組みます。
- 各家庭での生ごみ減量や生ごみのたい肥化に取り組む自主グループへの参加促進など、町全体での減量化を進めるための支援・啓発を行います。あわせて、食品ロス削減に向け、地域の飲食店へ啓発活動の協力依頼を行います。

④消防・救急

- 消防団員を確保するため、広報の強化、柔軟な参加制度の導入、デジタル化による負担軽減を通じて、消防団を誰もが参加しやすく、やりがいのある存在となるよう取り組みます。
- 消防団の活動は、消火・防火啓発活動に加えて、大規模災害発生時の行方不明者の救助活動や捜索など多岐にわたることから、緊急時に対応できるよう、平時から災害救助用資器材の取り扱いや、家屋倒壊を想定した救出等の災害対応訓練を行います。
- 消火栓や防火水槽といった消防設備や各分団の車両、消防ポンプ、救助資機材について、定期的な点検と適切な時期に修繕・更新を行うことで、常に万全の状態で使用・出動できるよう取り組みます。
- 消防団と紀勢地区広域消防組合とが平時から訓練などで連携することにより、より効果的に火災や大規模災害に対応できる体制の構築を進めます。

⑤防災

- 自主防災組織の組織力向上のため、避難所へのファーストミッションボックス(※)の設置に取り組むとともに、ファーストミッションボックスを活用した避難訓練などを実施します。
- 災害時において、自分の身の安全を守り、その被害を最小限にするために必要な対策について、町民自らが具体的に実践できるよう、防災講話などを通じた普及啓発に取り組みます。
- 地震による建物倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、防災訓練や各種イベントにおいて、木造住宅耐震化に関する普及啓発に取り組み、耐震改修等への補助制度の活用促進につなげます。

- 自然災害から町民の生命、財産を守るため、治山、砂防事業が促進されるよう、土砂災害等のリスクが高い箇所を特定し、県への新規要望を行います。
- 町、県、ライフライン事業者と連携し、災害時に大規模な停電や交通障害を発生させる恐れのある危険な樹木を予防的に伐採します。これにより、災害発生時の円滑な避難や救助活動につなげるとともに、集落の孤立を防ぎます。
- 河川の堆積土砂撤去や除草を実施して、河川の流下能力を維持することで、河川環境の保全に努めます。

(※)ファーストミッションボックス

避難所に集まった人達が、スムーズに避難所を開設し、運営できるようにするため、最初に(ファースト)行うべきこと(ミッション)を示した手順書と、必要な物品や道具をまとめた箱(ボックス)。これらは各組織(区)で決めた所定の場所(集会所の玄関など)に設置する。

⑥防犯

- 防犯パトロールや見守りカメラの運用により、高齢者や子どもなどを犯罪から守る取組を進めます。また、特殊詐欺の撲滅に向けて、大台警察署等の関係機関と連携し、特殊詐欺被害防止機器への補助や防災行政無線での注意喚起を徹底することで、町全体の防犯意識の向上に取り組みます。

⑦その他(公園・沿道景観)

- 地元区や公衆トイレ清掃員と連携しながら、公園施設や公衆トイレの安定した維持管理体制を継続していきます。また、老朽化が進む公園施設設備について計画的な更新や修繕を行います。
- 沿道の景観美の維持保全のため、沿道景観作業員による除草と清掃活動を継続して実施します。また、除草作業を地元団体等に継続的に委託することで、地域の沿道景観は地域で守るという意識醸成につなげ、美しい沿道景観の保全に努めます。

⑧その他(空き家対策)

- 空き家の利活用を促進するため、空き家リノベーション事例を SNS やイベントで紹介して、空き家の利活用に対する意識の向上を図ります。また、空き家実態調査を実施し、利用可能な物件の掘り起こしを行い、空き家バンクへの登録を促し、登録物件の増加を目指します。
- 空き家が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者の管理意識を高めるための啓発や情報提供を行います。また、空き家相談窓口を引き続き設置し、管理に関するアドバイスをを行うとともに、空き家バンクへの登録を促進します。
- 管理不全な空き家の所有者に対して、適切な管理を促すための指導や助言などを実施します。また、周辺的生活環境に影響を及ぼす恐れのある特定空家等に対しては、早

期に除却などの対策が講じられるよう、補助金による支援を実施します。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------|--|--|--------|----|
| 5. 生活環境の整備 | (1)水道施設 上水道 | 耐震化事業 | 大台町 | |
| | | 更新事業 | 大台町 | |
| | | 管路修繕事業 | 大台町 | |
| | | 施設修繕事業 | 大台町 | |
| | | 維持管理事業 | 大台町 | |
| | (2)下水処理施設 公共下水道 | 下水道施設更新整備事業 | 大台町 | |
| | | 処理場維持管理事業 | 大台町 | |
| | | 管路・施設維持管理事業 | 大台町 | |
| | その他 | 公共浄化槽等整備推進事業 | 大台町 | |
| | | 公共浄化槽等維持管理業務 | 大台町 | |
| | (3)産業廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 香肌奥伊勢資源化広域連合負担金 | 広域連合 | |
| | し尿処理施設 | 奥伊勢広域行政組合負担金 | 行政組合 | |
| | (4)火葬場 | 火葬場維持管理事業 | 大台町 | |
| | (5)消防施設 | 紀勢地区広域消防組合負担金 | 広域消防組合 | |
| | | 消防団車両管理事業 | 大台町 | |
| | | 消防施設整備事業 | 大台町 | |
| | (7)過疎地域持続的発展特別事業環境 環境 | ごみ処理対策事業 地域における再生可能な廃品等の回収を奨励し、環境保護を図る。 | 大台町 | |
| 防災・防犯 | 防犯対策事業(防犯灯電気料金交付金) 自治会が管理する防犯灯にかかる電気代に対する交付金。 | 自治会 | | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------|----------|---|------|----|
| 5. 環生活境の整備 | 防災・防犯 | 防災対策事業(防災用備蓄品) 発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるため、平時から災害時に必要な物資を備蓄する。 | 大台町 | |
| | (8)その他 | 防災コミュニティセンター管理事業 | 大台町 | |
| | | 流域防災機能強化対策事業 | 大台町 | |
| | | 沿道景観林整備事業 | 大台町 | |
| | | 治山事業 | 大台町 | |
| | | 河川整備事業 | 大台町 | |
| | | 沿道景観整備事業 | 大台町 | |
| | | 木造住宅耐震事業 | 大台町 | |
| | | 公園等管理事業 | 大台町 | |
| | | ごみ処理対策事業(ごみステーション整備) | 大台町 | |
| 空き家対策事業 | 大台町 | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

- 子育て家庭や妊娠・出産を希望する方々の経済的負担の軽減を図っています。妊娠・出産を希望する方の願いが叶えられるよう、効果的な制度の構築が必要です。
- 産後の心身のケアや育児サポートを希望する方が増加しています。専門性をいかした相談体制の維持、産後も安心して子育てできる支援体制を確保することが必要です。
- 若者の未婚率が県平均より高くなっています。結婚を希望する若者を支援する施策が必要です。
- 子育てしやすい地域づくりを推進しています。子育て支援サービスを支える子育てボランティア等の新規登録者の育成が必要です。
- CLM(※)を活用し、途切れのない支援を実施しています。保育士が CLM を活用し、現場で実践できる能力を習得する必要があります。
- 出生数の減少とともに子育て支援センター利用者数が減少しています。子育て支援センターを利用しやすい環境づくりが必要です。
- 支援が必要な園児への対応が多様化しています。適正な保育士等の配置や支援体制の整備に努めていますが、保育士等の人材確保が困難な状況になりつつあります。
- コドモン(※)を活用し、保育士等の業務の効率化と保護者の負担軽減に努めています。更なる保育サービスの充実を図るため、コドモンによる業務の効率化を図る必要があります。
- 3箇所学童保育を実施しています。放課後児童支援員(指導員)の確保が課題となっています。
- 子どもたちの医療費を助成しています。必要な助成が受けられるよう、引き続き制度の周知が必要です。
- 子どもを虐待から守るため、職員の資質向上、地域のネットワークづくりや支援体制の強化を図っています。虐待の防止と早期発見のため、更なる関係機関との連携を図っていく必要があります。
- 子どもの意見を、まちづくりの参考にしています。子どもの声を聴く方策の拡充を検討していく必要があります。

(※)CLM

保育所・幼稚園等に通う気になる子の行動等を観察し「個別の指導計画」を作成するため、旧県立小児心療センターあすなる学園(現 県立子ども心身発達医療センター)が開発したアセスメントツール。

(※)コドモン

ICT(情報通信技術)を活用した業務支援システム。保育士等の業務効率を向上させるため、登校園管理・保護者連

絡等に活用。

②高齢者福祉

○高齢者、障がいのある方、ひきこもりの方、生活に困窮している方等の在宅生活を支援するため、関係機関が情報共有を行い、適切な支援につなげています。相談や支援のニーズの多様化、複雑化などにより、包括的に支援する体制づくりが必要です。

○緊急時の連絡や見守り体制の一環として、単身世帯への緊急通報装置の貸与、救急医療情報キットを配布しています。緊急通報装置は新たな方式の検討が必要です。また、救急医療情報キットは記載内容を適切に更新する必要があります。

○シルバー人材センターを設置して、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に取り組んでいます。新規会員の入会を促進する必要があります。

○経済的に困窮した方の相談窓口を設置して、自立に向けた支援をしています。社会情勢や家庭環境などの様々な背景や要因から、経済的に困窮している世帯が増えています。

○虐待その他権利侵害を防止するため、必要な支援を行うとともに、成年後見制度の利用を促進しています。虐待防止と権利擁護を一体的に行うため、関係機関との連携を強化する必要があります。

○フレイル(※)予防の個別指導参加者は増えていますが、集団指導参加者は減っています。働く世代からフレイル予防に取り組むことができる体制づくりが必要です。

(※)フレイル

体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能が低下した状態、または加齢に伴う虚弱な状態のこと。

③障がい者福祉

○障害者差別解消法が改正され、令和6年(2024年)4月より事業者についても合理的配慮の提供が義務化されています。認知度向上のため、障がい福祉の取組や制度に関する情報の広報・啓発活動を更に推進する必要があります。

○支援の必要性が認められる乳幼児について、早期発見・支援体制整備に努めています。切れ目のない支援を行う必要があります。

○就労に必要な知識や技術の向上を目指す訓練の機会を提供するなど、一般企業への就労に向け、支援を行っています。就労継続支援 B 型事業所に対して、行政、関係機関から優先的に発注を行い、障がい者の経済面の自立を図る必要があります。

○共同生活援助の事業所が町内にない現状から整備に向け取り組んでいます。障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点の整備を進める必要があります。

○必要な情報の提供及び助言・サービスの利用支援、虐待防止など権利擁護のための援助を行っています。相談支援の更なる充実を図る必要があります。

④健康

○定期予防接種や健(検)診の受診率は目標に達していないものがあります。また、医療費や介護給付費が高騰しています。疾病の予防、早期発見、早期治療のため、定期予防接種や健(検)診受診率を向上させるための環境づくりや啓発が必要です。

○保育園や小学校等でむし歯予防のための取組を実施しており、むし歯の発生は県内平均よりも低い状況です。しかし、乳幼児や妊婦、20歳から74歳までの方の歯科健診受診率は低い状況にあります。引き続き、保育園や小学校等での歯科保健の充実が必要です。加えて、幅広い年齢層における歯と口腔の健康意識の向上に取り組む必要があります。

○管理栄養士や保健師が生活習慣改善に向けた個別指導や集団指導を行っています。町民の生活習慣改善に向けて、相談機会の拡充が必要です。

○こころの不調になった方の心情や背景が周囲から理解されにくい現状があります。地域全体でこころの健康づくりを行うという共通認識を持つことが必要です。

⑤介護

○地域ケア会議(※)を開催し、地域の課題抽出に取り組んでいます。高齢者の暮らしを支える関係機関とのネットワーク強化に努めています。抽出された課題の解決に向けて取り組む体制を継続する必要があります。

○つどいの場(※)などを実施し、心身機能の維持・向上を支援しています。介護予防指導員などを自主グループの活動の場に派遣し介護予防出前教室を実施しています。介護予防の知識を啓発し、心身機能の維持・向上に継続して取り組める環境を確保する必要があります。

○自主グループの活動支援や高齢者に向けた買い物支援に取り組んでいます。町民が主体となる地域での支え合いなどに向けた活動を促進するため、生活支援の体制の構築や充実を図る必要があります。

○幅広い年齢に対して、認知症に関する知識や対応方法について学ぶ認知症サポーター養成講座を行っています。認知症の相談窓口や認知症の方への対応方法などの周知を強化する必要があります。認知症の方やその家族に対する支援を行う体制を構築していく必要があります。

(※)地域ケア会議

高齢者や障害者など「何らかの支援を必要とする」人々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係する機関や専門家が連携して個別課題や地域課題を話し合う会議。

(※)つどいの場

高齢者に対し、通所による運動機能の向上、認知機能の低下予防・支援及び口腔機能の向上などの介護予防活動を行う機会を提供する場所。

(2) その対策

①児童福祉

●子育て家庭への支援を継続するとともに、妊娠・出産を希望する方々の経済的負担を軽減するため、既存の助成制度の見直しを検討し、利用しやすい制度の充実を図ります。また、保育園から中学校までの給食の無償化等を継続し、安心して子育てができる環境を整備します。

●妊娠・出産・子育て等の不安を抱える家庭が、安心して産み育てることができるよう、こども家庭センターが拠点となり、他機関と連携しながら妊娠期から切れ目のない支援が提供できる体制の強化を図ります。様々な機会に利用可能な子育て支援サービスを周知し、安心して育児ができるよう支援します。

●若者が主体的に参加できるイベントを実施し、出会いの場を提供します。地域での子育て相談や仲間づくりの場を周知し、利用しやすい環境を整備するとともに子育てサークルの自主的な活動の支援に努めます。ファミリー・サポート・センター事業における提供会員と子育てボランティアの養成に努めます。

●保育園、認定こども園で CLM を活用し、保育士、保健師、小学校教職員、関係課が連携し、就学に向けて途切れのない支援を行います。未就園児においては、こども家庭センター、子育て支援センター、三瀬谷認定こども園子育て支援室との連携を密にし、必要に応じて関係機関につないで支援します。

●子育て支援センターにおいて、様々な講座を開催し、保護者同士や地域の方との交流を促進します。また、平日に加えて土日・祝日のセンター開放日の日数追加を検討します。

●質の高い保育を提供するため、適正な保育士等の配置と支援体制に努めるとともに、労働環境の改善を図り、人材の確保に努めます。また、保育士等が主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)の視点を持ち、自ら学び、考え、判断して行動できる園児を育成します。

●コドモンを活用して登園管理や保護者連絡などを行うことにより、保護者及び保育士等の負担軽減を図り、保育サービスの充実につなげます。また、地域の人々とのふれあいや自然など町の豊かな資源を活用し、地域に愛着が持てる保育の取組を進めます。

●子どもの健全な育成を図るため、適切な遊びと生活の場を提供できるよう、学童保育の環境整備に努めます。各団体との連携により、放課後児童支援員(指導員)を確保するなど、効率的な運営を支援します。

●子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、保護者の医療費負担を軽減するため、子どもの医療費無償化を継続して実施します。また、必要な助成が受けられるよう、医療費助成制度等の効果的な周知を行います。

- 児童虐待やDVを未然に防止するため、関係機関や関係団体との連携を更に進めます。保育園及び認定こども園、小・中学校、民生委員・児童委員等の子どもの育ちを支える機関との連携を深めるとともに、様々なケースに対応できるネットワークを構築します。
- 子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利が保障されるよう、世代に応じた効果的な啓発に取り組みます。また、子どもの声をまちづくりに反映するための方策の拡充を検討します。

②高齢者福祉

- 従来の支援体制では対応しきれない多様化、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の世代や相談内容に関わらず、包括的に受け止める体制づくりに引き続き取り組むとともに、関係機関と連携し支援していきます。
- 住み慣れた地域での生活を安心して続けられるよう、緊急通報装置の新たな方式への移行を円滑に進めるなど、見守り体制の構築を図ります。
- シルバー人材センターの周知と新規会員の確保に向けた普及啓発を引き続き行います。高齢者が自身の経験・知識・技術をいかすことができる場を提供し、地域での世代間交流を通じた生きがいづくりに取り組みます。
- 生活困窮者の抱える課題が多様化・複雑化している中で、生活困窮者の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直して、自立していけるよう、関係機関と連携し支援します。
- 虐待の防止と早期発見を目的とした周知啓発に取り組みます。個別の相談を通して、自らの権利擁護ができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービスの利用につなげます。
- 健診、医療及び介護などの情報を活用してフレイルの状況を把握し、特に指導が必要な地域において専門職による集団指導を実施します。また、幅広い世代に対し、広報紙などを通じてフレイル予防の普及啓発を行い、健康教室などへの参加者数の増加を図ります。

③障がい者福祉

- 広報紙や町ホームページ等を利用し、積極的に情報発信を行い、障がい者等に対する理解の促進を図るとともに、合理的配慮に関する理解や取組について、広報・啓発活動を行います。
- 保護者が気軽に悩みや不安を相談できるよう、体制の強化に取り組みます。また、多気郡地域児童発達支援センター等の関係機関と連携し、発達の遅れや障がいの早期発見、早期支援へつなげるなど支援体制の強化を図ります。
- 松阪市・多気町・明和町と連携し、福祉的就労や障がい者雇用についての情報発信

や企業への働きかけを行います。また、就労継続支援 B 型事業所と連携し、事業所が受注・生産する機会を確保するため、物品等の調達について町内の事業所等への周知を図ります。

●障がい者やその家族の緊急事態に備え、短期入所等で迅速に対応できるよう、障害福祉サービス事業所へ働きかけます。また、緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う体制を構築します。

●身体、知的、精神障害者相談支援センターの運営委託事業により、障がい者、障がい児及びその家族が、サービスや日常生活の不安等を安心して相談することができる場を提供します。

④健康

●健康を守るため、より多くの方に定期予防接種や各種健(検)診を受けてもらえるよう、受診しやすい環境づくりに取り組みます。また、健康づくりポイント事業を通じて、町民の健康意識の向上を図ります。

●保育園や小学校でのフッ化物洗口や正しいブラッシング方法の指導を通じて、歯科保健を充実させます。また、乳幼児や妊婦、20歳から74歳までの方を対象に、歯と口腔の健康意識を高める取組を推進します。

●疾病の予防や重症化を防ぐため、管理栄養士や保健師による健康相談や指導を実施して、町民の生活習慣改善を支援します。また、健康的な暮らしをサポートする体制を整えるため、他の専門家や関係機関と連携します。

●こころの健康についての正しい知識を普及・啓発し、町民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。心のサポーターやメンタルパートナーを養成し、連携して地域全体で支え合う体制を整え、こころの健康を守る環境を整備します。

⑤介護

●地域包括ケア推進協議会や関係機関と地域課題を共有し、その解決に向け、社会資源(ボランティア活動、社会保険制度、各種サービスなど)の活用や創出について検討を進めます。地域ケア会議を引き続き開催し、地域課題の抽出と解決に取り組みます。また、持続可能な介護サービスの提供に向け、介護人材の確保に取り組みます。

●介護予防の基本的な知識を広めるため、出前介護予防教室を継続的に実施します。関係機関と連携して自立支援・重症化予防に向けた切れ目のない体制づくりやつどいの場の効果的な運営について検討を進めます。

●介護予防に役立つ自発的な活動を行う自主グループに対する補助金等の支援や介護予防指導員を派遣する出前介護教室を引き続き実施し、自主グループへの活動支援を継続します。生活支援コーディネーターによる男性等も参加しやすい生活支援をはじ

めとしたモデル事業を実施します。

●認知症への理解を深めるため、認知症カフェを開催します。認知症の方やその家族を地域や職域で支えるため、認知症サポーター養成講座の実施及びチームオレンジ(※)の立ち上げや活動の支援を行います。

(※) チームオレンジ

地域住民が認知症サポーターとしてチームを組み、認知症の方やその家族を支援するための仕組み。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|---------------------------|---|--|---------|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 介護老人保健施設 その他 | 介護車両購入事業 | 大台町 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 保育園運営事業 町内4ヶ所の保育園・認定こども園を運営し、子育てしやすい環境を整備する。また、遠距離園児について、交通事業者に送迎を委託して通園を支援する。 | 大台町 | |
| | | 保育園給食事業 保育園・認定こども園の給食調理を委託し、給食提供の安定に努める。 | 大台町 | |
| | | 放課後児童クラブ運営事業 町内3ヶ所の学童保育を運営し、子育てしやすい環境を整備する。 | 大台町 | |
| | | すこやかベビー出産祝い事業 少子化対策の一環として、新生児の保護者に対して祝い金を支給。 | 大台町 | |
| | | 高齢者・障害者福祉 | 社会福祉協議会補助事業 社会福祉活動や団体育成など、協議会が実施する各種事業への支援を行い、総合的な社会福祉の推進を図る。 | 社会福祉協議会 |
| | | シルバー人材センター運営事業 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するための事業に対する運営補助金。 | 社会福祉協議会 | |
| | | 高齢者等外出支援事業 高齢者等にタクシー券を配布して外出するための経済的負担を軽減する。 | 大台町 | |
| | | 高齢者等紙おむつ給付事業 在宅の寝たきり高齢者等に対して、紙おむつを給付し、経済的負担を軽減する。 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|-----------|---|------|----|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者クラブ支援事業 老人クラブが行う活動に対し助成し、高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを推進する。 | 大台町 | |
| | | 障がい者自立支援給付事業 障がいの種別にかかわらず、障がいのある人たちが必要なサービスを利用できるように仕組みを一元化し、地域での生活を支援。 | 大台町 | |
| | | 障害者デイサービス事業運営委託事業 障がい者がその有する能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう日中一時支援事業を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | |
| | | 障がい者地域生活支援事業 日中一時支援事業や日常生活用具の給付、自動車改造の助成など、障がいのある人を地域で支える様々な事業を地域の実情に応じて実施。 | 大台町 | |
| | | 障害児入所給付等事業 障害のある児童が、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能を習得できるよう支援する。 | 大台町 | |
| | | ジグソー工房運営委託事業 障がい者の就労に必要な支援等を提供する「就労継続支援B型事業」を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | |
| | | 多気郡地域児童発達支援センター運営委託事業 子どもの発達の遅れや障がいの早期発見、早期療育を図るため、専門的な相談や必要な療育サービスの提供を行う。 | 大台町 | |
| | | 身体障害者・知的障害者相談支援センター運営委託事業 自立及び社会参加を促進するため、身体障がい者、知的障がい者に対する一般相談支援を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | |
| | 健康づくり | 予防接種事業 各種予防接種を行い、町民の健康増進を図る。 | 大台町 | |
| | | 健康づくり事業 健康管理と病気の早期発見のため、各種健診事業を行う。 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|----------|--|------|----|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | その他 | 母子保健事業 安心して妊娠、出産ができ、子どもが健やかに育っていくことができるよう、子育て支援センターや保育園と連携して実施。 | 大台町 | |
| | | 生活困窮自立支援事業 地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応するため、大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | |
| | | 民生児童委員協議会補助金 地域住民の身近な相談相手と専門機関へのパイプ役としてさまざまな活動を行っている協議会へ支援を行い、社会福祉の増進を図る。 | 協議会 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

○報徳診療所では、従来の外来診療や大杉谷診療所での外来診療のほか、在宅医療が必要な方や通院困難者などに訪問診療（看護師訪問型オンライン診療を含む）を実施しています。将来の人口を見据えて報徳診療所の診療体制を適正な規模にしていく必要があります。今後も増加していくと考えられる訪問診療の体制整備が必要です。

○松阪地域において夜間及び休日の応急診療体制や小児救急体制の確保、救急医療情報システムの運用など関係機関と連携を図っています。町内に夜間及び休日に診療が受けられる医療機関がないため、松阪地域における医療体制の確保に向け、引き続き関係機関との連携が必要です。

○歯科医院は、大台地域に民間の医院が3施設ありますが、宮川地域には町立の歯科診療所のみとなっています。歯と口腔の健康づくりに向けた宮川地域での歯科診療体制を確保するため、町立の歯科診療所の運営を継続する必要があります。

(2) その対策

●人口減少や少子高齢化による受診者数の減少を見据えて、持続可能な診療体制を構築するため報徳診療所の人員や診療科などの運営体制を見直します。通院困難者などの在宅医療が必要な町民に訪問診療（看護師訪問型オンライン診療を含む）による診療の機会を提供します。

●松阪地域での夜間及び休日の応急診療体制や小児救急医療体制の確保、県内での救急医療情報システムの運用など、多様な地域医療体制の確保ができるよう、関係機関との連携を図ります。また、大台厚生病院を中心とした紀勢地域の休日夜間診療体制のあるべき姿について、検討を進めます。

●宮川地域での歯科診療体制の確保に向けて、宮川歯科診療所の運営体制を継続します。老朽化する診療機器について適切な更新を行います。

(3) 計画

□事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------|-----------------|------|----|
| 7. 医療の確保 | (1)診療施設 診療所 | 報徳診療所運営事業（備品整備） | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------------------|---|------|----|
| 7. 医療の確保 | 診療所 | 報徳診療所運営事業(施設整備) | 大台町 | |
| | (2) 特定診療科に係る 診療施設 診療所 | 歯科診療所運営事業(備品整備) | 大台町 | |
| | | 歯科診療所運営事業(施設整備) | 大台町 | |
| | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他 | 救急医療体制負担金 広域連携で実施している小児医療及 び二次医療の市町負担金。 | 大台町 | |
| | | 紀勢地区時間外診療運営負担金 大台厚生病院における紀勢地域の 時間外診療体制運営に係る負担 金。 | 大台町 | |
| | | 福祉医療費助成事業 乳幼児、高齢者の医療費の助成を 行い、医療を促進して健康増進を図 る。 | 大台町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

○小中学校が連携し、学力の定着と向上を目指しています。児童生徒が学ぶ喜びを感じられるような授業づくりや授業改善が必要です。また、一人一台端末等の有効活用が必要です。

○郷土を学ぶ学習を進めています。地域の産業や歴史、文化、自然について学ぶ学習を継続しながら、学習内容の工夫が必要です。

○自己を見つめ、他者と共によりよく生きるため、道徳教育や人権教育を進めています。児童生徒が安心して学ぶことができるよう、道徳教育や人権教育の充実、いじめ防止や不登校への対策が必要です。

○新たな感染症や気候変動による熱中症リスクの高まり、南海トラフ地震の切迫性は教育体制にも影響を与えています。社会情勢の変化に対応した、安全・安心な教育体制の構築が求められています。

○児童生徒や保護者への支援の充実を目指していますが、支援を要する児童生徒が増加しており、個々に即した対応が必要です。また、子育て世帯への経済的な負担軽減の継続が必要です。

○学校の規模の適正化、適正配置を考慮した今後の学校のあり方について検討しています。学校の統合再編に対して、地域や保護者等の理解を得る必要があります。

② 生涯学習

○移動図書館サービスを本格的に展開しており、地域全体で図書館の認知度とその利用機会が広がりつつあります。行事参加者や若年層の利用が低迷しないよう、情報発信や参加促進の工夫が必要です。蔵書の廃棄サイクルが短く、長期保存資料の選定が必要です。

○魅力的な公民館学級の展開に取り組み、公民館学級から自主グループへの移行を促進しています。代表者となる人材の育成が必要です。町民に広く勧められる知識や技術を持つ講師候補を発掘するため、調査を継続する必要があります。

○地域住民の協力を得て、子どもたちの居場所を確保し、文化活動や自然体験活動を行っています。放課後子ども教室の参加者が減少傾向にあるため、参加者の増加を図る必要があります。

○図書館等の社会教育施設の老朽化が進んでいます。また、文化財を適切に保存・展示するための施設がない状況です。図書館等の整備については、設置場所や既存施設

の利活用も含めて慎重に検討する必要があります。

○町とスポーツ推進委員やスポーツ少年団、町スポーツ協会が連携し、競技スポーツや町民一人ひとりがスポーツに楽しむ生涯スポーツを推進しています。今後も町スポーツ協会等と協力しながら、スポーツの普及促進を継続していく必要があります。

○スポーツ施設を適切に維持管理することで、スポーツの普及と利用促進を図っています。老朽化した施設の計画的な修繕や備品等の更新が必要です。

○水上カーニバルについて、コロナ禍以降は参加クルー数が回復傾向にあります。競技人口の確保と競技の魅力発信が求められています。

○ジュニア世代の育成と競技力向上により、様々なスポーツで安定して好成績を収めています。更なる選手層の強化と継続的な育成体制の整備が必要です。

○中学校の部活動改革に向け、部活動の受皿となる地域クラブの整備が進んでいます。生徒の多様なニーズに応えるため、新たな種目の創設や指導者の確保が課題です。

(2) その対策

① 学校教育

●児童生徒の学力の向上や未来を切り開く力を育成していくため、小中学校の連携を密にし、指導方法の工夫を図り、魅力ある授業づくりに取り組みます。また、オンラインによる国際交流やキャリア教育等の魅力ある教育活動を進めます。

●地域の自然や人々とのふれあい体験を通して、地域の豊かさ、人々の温かさに触れ、郷土を愛する心を育み、本町の将来を担う人材を育てます。

●道徳教育や人権教育だけでなく、学校生活全体を通して、児童生徒がお互いを認め尊重し合う心を育成していきます。また、奥伊勢教育支援センターとの連携を図り、不登校の児童生徒や保護者への支援を充実します。

●基本的な感染症対策の徹底、体育館へのエアコンの設置、家庭や地域と連動した防災体制の確立など、安全・安心に授業が行える教育体制の構築に取り組みます。

●支援を要する児童生徒のために、学習支援員の雇用を継続し、安全管理や学習支援を行います。また、教育に対する保護者の経済的な負担軽減として、修学旅行費や社会見学費等への支援を継続します。

●大台町立小学校のあり方検討委員会、地域懇談会での意見を参考に、関係機関や関係者と調整しながら小中学校の統合再編について決定していきます。

② 生涯学習

●図書館の利用促進に向けて、広報活動の強化を図り、町民が図書に触れる機会を増やします。あわせて、非来館者でも利用しやすい移動図書館の取組を継続するとともに、

今後は電子書籍の導入等も他自治体の動向を注視しながら検討し、多様なニーズに対応できる環境整備に取り組みます。

●公民館講座の魅力向上と自主グループ化を促進するため、人材育成と講師発掘に、より一層取り組みます。町民の多様なニーズに対応した講座を展開し、町民主体の学びの場づくりを支援します。

●放課後子ども教室の魅力向上をさせ、参加者の増加を目指します。子どもたちの興味や関心に合わせた多様なプログラムを検討し、地域人材を活用した特色ある学習・体験機会を提供します。

●子どもから高齢者まで生涯を通じて学び続けられる環境を提供するため、図書館や文化財保存展示施設等の整備について、既存施設の活用も含めて検討します。

●スポーツ推進委員やスポーツ少年団、町スポーツ協会との連携を強化し、町民の健康増進や青少年の健全育成、競技団体の競技力・指導力の向上に取り組みます。

●スポーツ施設を健康増進と交流の拠点として活用するため、老朽化した施設の計画的な修繕や備品等の更新など適正な管理運営に努めます。県内唯一の漕艇場所在地としての認知度の向上を図るため、B&G海洋センターの活性化に取り組みます。

●小中学校での体験プログラムを見直すなど魅力を高めることで、ボート競技の普及と振興を図ります。また、毎年開催する水上カーニバルではスポーツ推進委員や町スポーツ協会と連携し、町内外からの参加者の増加を図ります。

●地域のスポーツ指導者等と連携して若手選手の競技力向上を図るため、町全体で選手を支援する体制を整備します。

●生徒の多様なニーズに応えるため、地域の指導者を支援し、受皿となる地域クラブを確保します。生徒が多様なスポーツや文化活動に参加できる環境を整えるため、新たな地域クラブの創設を検討します。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|---------|------|----|
| 8. 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 校舎 | (小学校) | | |
| | | 学校再編事業 | 大台町 | |
| | | 小学校改修事業 | 大台町 | |
| | | (中学校) | | |
| | | 学校再編事業 | 大台町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---|---|---|-----|
| 8. 教育の振興 | 校舎 | 中学校改修事業 | 大台町 | |
| | スクールバス | スクールバス運行事業(バス購入) | 大台町 | |
| | その他 | 学校備品整備事業 | 大台町 | |
| | (3)集会施設・体育施設等 集会施設 | 林業センター管理事業 | 大台町 | |
| | | 就業センター管理事業 | 大台町 | |
| | 体育施設 | 社会体育施設管理運営事業 | 大台町 | |
| | | 海洋センター管理運営事業 | 大台町 | |
| | 図書館 | 図書館運営事業 | 大台町 | |
| | (4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 | ICT支援員派遣事業 学校ICT支援員による授業支援や学校でのICT活用を促進し、児童生徒の情報活用能力の育成等を図る。 | 大台町 | |
| | | 外国語指導助手招致事業(小学校) 早期からネイティブな発音の外国語や外国人に触れ合うことで、教育の充実を図る。 | 大台町 | |
| | | 外国語指導助手招致事業(中学校) ALTの配置により、授業内外での外国語教育の更なる充実を図る。 | 大台町 | |
| | | スクールバス運行事業(運行委託) 児童・生徒の登下校における送迎を、タクシー会社に委託し、安全かつスムーズな運行を実施。 | 大台町 | |
| | | 学校給食事業 給食費を無償化することにより、保護者の経済的な負担軽減を図る。 | 大台町 | |
| | | 生涯学習・スポーツ | 町スポーツ協会補助金 スポーツに接する機会を増やし、町民の体力向上、健康増進を図る。 | 大台町 |
| その他 | 高等学校等生徒通学費補助事業 保護者の教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助。 | 大台町 | | |
| | 大学等入学支援金事業 大学等入学に必要な学資金を補助し、社会に貢献する人材を育成する。 | 大台町 | | |
| | 放課後子ども教室推進事業 地域の方の協力を得て放課後や週末に様々な体験活動を実施し、子ども達の自主性、社会性を育て、生きる力を養う。 | 大台町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

○本町のみならず国内各地における人口減少は「地域の持続可能性」を脅かす要因の一つであると指摘されています。本町においても少子高齢化と若年層の転出超過などにより、人口減少が進み、世代間の縦のつながりや同世代間の横のつながりが希薄となり、助け合いや支え合いといった地域力の弱まりが大きな課題となっています。こうした傾向は、宮川の上流部に向かうほど顕著であり、持続性が危ぶまれる集落の発生が危惧されます。

○本町 6 地区の特長として、日進地区は松阪や伊勢への通勤通学が容易、川添地区は地域資源を生かした地域の取組、三瀬谷地区は行政や交通の中心、荻原地区は保育園や学校が集まる宮川地域の中心、領内地区は清流宮川を生かした観光資源、大杉谷地区はユネスコエコパークの核心エリアとして大杉谷登山をはじめとした観光資源などを挙げることができます。本町の魅力をより発揮するため、各地区の特色を生かしたまちづくりについての検討が求められています。

○地域おこし協力隊は継続的に雇用していますが、定住・定着率は低く、集落活動や地域産業の担い手不足が深刻化しています。人口減少と少子高齢化が進むことで集落の維持や活性化が困難になるため、地域課題の解決に向けて新たな人材を確保することが必要です。

(2) その対策

●地域の自発的な活動の支援を行うとともに、関係人口や交流人口を増加させることで地域の活性化を図ります。また、本町の魅力をより発揮させるため、地域の特色を生かした地域づくりのあり方を検討します。

●人口減少や少子高齢化の進展に伴う地域課題への対応として、Society5.0 の考え方を取り入れるなど、既存の価値にとらわれない解決の方法を積極的に検討します。

●地域おこし協力隊制度を活用し、地域外からの人材確保に取り組み、協力隊員の起業を支援することで定住を促進します。また、集落支援員制度を活用し、集落の維持・活性化のための人材確保に取り組みます。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|------|------|----|
| 9. 集落の整備 | | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①地域文化の振興

○町内には世界遺産になり得る熊野街道に関わる史跡が良好な状態で保存されています。学術的な評価はなされているものの、詳細な測量図が無いことから、世界遺産への追加登録に向けて県と協力して取り組む必要があります。

○出張遺跡の再整理作業を専門家の指導により実施しています。出張遺跡の再整理作業の作業完了に相当の時間を要するため、人員確保が必要です。

○町内の遺跡・史跡は、保存団体と連携して適正な維持管理を行っています。史跡等の適正な維持管理を継続するため、保存団体の活動支援について、今後の具体的な方策を検討する必要があります。

②その他(ユネスコエコパーク・環境教育)

○総合計画の将来像に掲げられているユネスコエコパークの理念や取組が専門的でわかりにくいこともあり、町民にその価値が浸透していません。イベントの開催や SNS を活用した情報発信、学校や他団体等と連携した活動などをより一層推進する必要があります。

○三瀬谷ダム湖周辺の荒廃した人工林が、倒木や土砂崩壊などで道路やダム湖ボートコース上に危険を及ぼす恐れがあります。清流宮川及び「ボートのまち」である本町のボートコースを守るためにもダム湖周辺の森林整備が必要です。

○郷土愛を育むため、町内の NPO 法人と連携し、熊野古道の保全活動や、子どもを対象にした自然体験・郷土学習を行っています。地域の方や関係機関と協力し、魅力ある講座や活動を継続していく必要があります。

(2) その対策

①地域文化の振興

●町内に存在する熊野参詣道伊勢路に関する史跡について、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向け、まずは国史跡に指定されることが条件であることから、県教育委員会と連携し、史跡候補地について測量調査を実施します。また、町民が熊野参詣道伊勢路に関する理解を深められるような活用の方法を検討します。

●出張遺跡を町が誇るべき遺跡として未来につなげるため、適切な人員確保を行い、出土遺物の整理作業に取り組みます。これにより、出張遺跡の歴史的価値を高めるとともに、適正な保存と活用を図ります。

●本町の文化財を次世代へ継承するため、保存団体の活動に対する支援を引き続き行います。また、町内の文化財の保存と活用を推進することで、町民が文化財に触れることができる機会が増えるよう取り組みます。あわせて、町の歴史等を伝えるための記録の作成等の取組を検討します。

②その他(ユネスコエコパーク・環境教育)

●公民館学級でユネスコエコパーク教室を実施し、周知啓発を行います。また、本町と奈良県の4村で構成する「大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク協議会」でイベント等の開催や広報活動を行い、ユネスコエコパークの普及と全国への情報発信を推進します。

●ダム湖沿いの人工林を多様性のある森に転換し、災害に強い森にするとともに、ユネスコエコパークのシンボルとなる森林公園として活用できるよう検討します。

●様々な自然体験活動を実施し、子どもたちの地域への愛着を深めます。子どもたちが、自然とのふれあいを通じて、自然への関心を持ち、環境保全について自ら考えることのできる力を育みます。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|----------------------------|---|------|----|
| 10. 地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 文化施設整備事業 | 大台町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 | ユネスコエコパーク推進事業 自然との共生を理念として掲げるユネスコエコパークの推進を図るため、登録更新手続きなど協議会の運営に係る経費。 | 大台町 | |
| | | 環境教育業務委託事業 町内の児童に、大台町のすばらしい環境を知ってもらうため、様々な事業を大杉谷自然学校に委託して実施。 | 大台町 | |
| | | フィールドミュージアム推進事業 学校外や自然の中で行う体験活動を通して、環境保全の意識を高めるなどを目的とした自然体験学習を実施。 | 大台町 | |
| (3)その他 | カモシカ食害対策事業 | 大台町 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

○地球温暖化の影響を抑えるため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策などを推進し、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。「2050年カーボンニュートラル」を実現するためには、町民、事業者、行政などの多様な主体がそれぞれの役割分担のもと、取組を進めて行く必要があります。

(2) その対策

●地域のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するため、住宅などの太陽光発電設備等の設置費や電気自動車購入の支援を行います。また、カーボンニュートラルに関する情報提供や小中学生を対象に環境学習を実施します。さらに、公共施設のLED化や太陽光発電設備の導入可能性の検討、公用車における電気自動車の導入などに取り組みます。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|---------------------------------|---|------|----|
| 11. 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 | 生活環境対策事業 再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備の設置や電気自動車の購入を補助する。 | 大台町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

○人口減少の進行に伴い地域の課題は年々深刻化する一方で財政運営は厳しさを増しています。多様なニーズに対応した行政サービスを町の区域を超えたエリアの中で効率的に提供することが求められています。

○社会情勢の変化に伴い、データ連携やモビリティ、ヘルスケアなどをはじめとする事業展開を検討する上で、専門的な知見や技術が必要な場面が増えています。人口減少社会が進む当町においては、外部人材の力を活かして地域を活性化する必要があります。

(2) その対策

- 医療福祉、消防防災、産業振興、観光、道路等の交通インフラの整備、情報基盤の整備など様々な分野において広域的な視点での取組を検討します。
- 多様な取組が実施される中、地域活性化起業人、地域おこし協力隊等各種制度を活用し、積極的に外部人材の確保に努めます。

(3) 計画

□事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|----------|------|------|----|
| 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

大台町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方を踏まえ、施設の類型ごとに定めた基本方針に基づく公共施設の適正管理に取り組みます。

■ 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|--|------|---------------------------------------|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 移住・定住 | 空き家・移住相談窓口運営事業 移住定住相談窓口に移住相談コーディネーターを配置し、空き家の活用等の促進を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 移住定住促進事業 お試し住宅の整備や空き家改修補助などを行い移住者の増加を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 地域間交流 | 昴学園支援事業 町内唯一の高等学校である昴学園高等学校の魅力化向上の取組を支援する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 保育園留学事業 町外の子育て世代に PR し、保育園留学による関係人口の増加を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 人材育成 | コミュニティ育成事業 地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る取組を支援し、地域住民の自主的な活動を促進します。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | その他 | 地域活性化事業（地域おこし協力隊起業支援補助金） 隊員任期終了後の起業を支援し、定住促進を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 2. 産業の振興 | 第1次産業 | 林業従事者支援事業 森林管理を担う新たな林業従事者の確保と定着を促進するため、認定林業事業体が雇用しやすい環境を整備。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 特産品振興事業 地域資源を生かした新商品の開発や特産品の PR を行い、特産品の振興を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 獣害対策事業 野生鳥獣による農作物被害を防止することにより、農林業者の生産意欲の低下を防ぐ。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 商工業・6次産業化 | 小規模事業者支援事業（商工会補助金） 地域資源を活かした地場産業の進行、人材育成などの事業を補助し、地域産業の振興を図る。 | 商工会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | ふるさと納税推進事業 ふるさと納税を促進するため、返礼品の充実を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|--------------|---|-------|---------------------------------------|
| | 観光 | 観光振興事業(大杉谷登山センター会費) 大杉谷登山歩道の軽微な補修や安全管理、広報、山岳救助を行う組織として、三重県・大台町などが出資して運営する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 2. 産業の振興 | 観光 | 観光振興事業(観光協会補助金) 観光情報の発信、集客・交流イベントなどの事業を補助し、観光・交流の促進による産業の振興を図る。 | 観光協会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | どんとこい大台まつり開催事業 文化や産業経済活動をより一層向上させ、町内外の人々との交流を図ることにより、活気ある町づくりを目指す。 | 実行委員会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 企業誘致 | 企業誘致推進事業 町独自の補助金制度等を整備し、企業誘致を推進する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 3. 地域における情報化 | デジタル技術活用 | デジタル化推進事業(広域連携) 近隣町と連携して地域課題解決に取り組む美村プロジェクトを推進する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 情報発信媒体整理事業 情報発信手段の統合を図り、LINEやYouTubeを活用した情報発信を推進する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | その他 | ホームページ管理事業 ホームページにより、行政情報や町のできごとを効果的に発信する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 4. 交通施設の整備、交通手段の確保 | 公共交通 | 町営バス運行事業 町民の移動手段を確保するため、廃止代替等の定時路線により運行する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | デマンドタクシー運行事業 町営バス運行地区以外の交通空白地解消のため交通事業者へ委託運営。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 公共交通事業(路線バス維持負担金) 三重交通バスの運行を維持するための経費負担。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 公共交通事業(路線バス町内運賃負担金) 三重交通を利用した町内間での移動時に、町営の交通モードと同額で利用ができるための経費負担。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|---|----------|---------------------------------------|
| 5. 生活環境の整備 | 環境 | ごみ処理対策事業 地域における再生可能な廃品等の回収を奨励し、環境保護を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 防災・防犯 | 防犯対策事業(防犯灯電気料金交付金) 自治会が管理する防犯灯にかかる電気代に対する交付金。 | 自治会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 防災対策事業(防災用備蓄品) 発災初期の物資不足による混乱を最小限にとどめるため、平時から災害時に必要な物資を備蓄する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 児童福祉 | 保育園運営事業 町内4ヶ所の保育園・認定こども園を運営し、子育てしやすい環境を整備する。また、遠距離園児について、交通事業者に送迎を委託して通園を支援する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 保育園給食事業 保育園・認定こども園の給食調理を委託し、給食提供の安定に努める。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 放課後児童クラブ運営事業 町内3ヶ所の学童保育を運営し、子育てしやすい環境を整備する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | すこやかベビー出産祝い事業 少子化対策の一環として、新生児の保護者に対して祝い金を支給。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 高齢者・障害者福祉 | 社会福祉協議会補助事業 社会福祉活動や団体育成など、協議会が実施する各種事業への支援を行い、総合的な社会福祉の推進を図る。 | 社会福祉協議会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | シルバー人材センター運営事業 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するための事業に対する運営補助金。 | 社会福祉協議会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 高齢者等外出支援事業 高齢者等にタクシー券を配布して外出するための経済的負担を軽減する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 高齢者等紙おむつ給付事業 在宅の寝たきり高齢者等に対して、紙おむつを給付し、経済的負担を軽減する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|---|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 高齢者・障害者福祉 | 高齢者クラブ支援事業 老人クラブが行う活動に対し助成し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 障がい者自立支援給付事業 障がいの種別にかかわらず、障がいのある人たちが必要なサービスを利用できるように仕組みを一元化し、地域での生活を支援。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 障害者デイサービス事業運営委託事業 障がい者がその有する能力及び適正に応じ、自立した生活を営むことができるよう日中一時支援事業を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 障がい者地域生活支援事業 日中一時支援事業や日常生活用具の給付、自動車改造の助成など、障がいのある人を地域で支える様々な事業を地域の実情に応じて実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 障害児入所給付等事業 障害のある児童が、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能を習得できるよう支援する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | ジグソー工房運営委託事業 障がい者の就労に必要な支援等を提供する「就労継続支援B型事業」を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 多気郡地域児童発達支援センター運営委託事業 子どもの発達の遅れや障がいの早期発見、早期療育を図るため、専門的な相談や必要な療育サービスの提供を行う。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | 身体障害者・知的障害者相談支援センター運営委託事業 自立及び社会参加を促進するため、身体障がい者、知的障がい者に対する一般相談支援を大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 | |
| | 健康づくり | 予防接種事業 各種予防接種を行い、町民の健康増進を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|--|----------|---------------------------------------|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 健康づくり | 健康づくり事業 健康管理と病気の早期発見のため、各種健診事業を行う。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | その他 | 母子保健事業 安心して妊娠、出産ができ、子どもが健やかに育っていくことができるよう、子育て支援センターや保育園と連携して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 生活困窮自立支援事業 地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応するため、大台町社会福祉協議会に委託して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 民生児童委員協議会補助金 地域住民の身近な相談相手と専門機関へのパイプ役としてさまざまな活動を行っている協議会へ支援を行い、社会福祉の増進を図る。 | 協議会 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 7. 医療の確保 | その他 | 救急医療体制負担金 広域連携で実施している小児医療及び二次医療の市町負担金。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 紀勢地区時間外診療運営負担金 大台厚生病院における紀勢地域の時間外診療体制運営に係る負担金。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 福祉医療費助成事業 乳幼児、高齢者の医療費の助成を行い、医療を促進して健康増進を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 8. 教育の振興 | 義務教育 | ICT支援員派遣事業 学校ICT支援員による授業支援や学校でのICT活用を促進し、児童生徒の情報活用能力の育成等を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 外国語指導助手招致事業(小学校) 早期からネイティブな発音の外国語や外国人に触れ合うことで、教育の充実を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 外国語指導助手招致事業(中学校) ALTの配置により、授業内外での外国語教育の更なる充実を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | スクールバス運行事業(運行委託) 児童・生徒の登下校における送迎を、タクシー会社に委託し、安全かつスムーズな運行を実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 学校給食事業 給食費を無償化することにより、保護者の経済的な負担軽減を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------|--------------|---|----------|---------------------------------------|
| 8. 教育の振興 | 生涯学習・スポーツ | 町スポーツ協会補助金 スポーツに接する機会を増やし、町民の体力向上、健康増進を図る。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | その他 | 高等学校等生徒通学費補助事業 保護者の教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 大学等入学支援金事業 大学等入学に必要な学資金を補助し、社会に貢献する人材を育成する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 青少年育成事業 地域の方の協力を得て放課後や週末に様々な体験活動を実施し、子ども達の自主性、社会性を育て、生きる力を養う。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 10. 地域文化の振興等 | 地域文化振興 | ユネスコエコパーク推進事業 自然との共生を理念として掲げるユネスコエコパークの推進を図るため、登録更新手続きなど協議会の運営に係る経費。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | 環境教育業務委託事業 町内の児童に、大台町のすばらしい環境を知ってもらうため、様々な事業を大杉谷自然学校に委託して実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| | | フィールドミュージアム推進事業 学校外や自然の中で行う体験活動を通して、環境保全の意識を高めるなどを目的とした自然体験学習を実施。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |
| 11. 再生可能エネルギーの利用の推進 | 再生可能エネルギー利用 | 生活環境対策事業 再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備の設置や電気自動車の購入を補助する。 | 大台町 | 地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。 |